

協働環境委員会会議録

令和2年2月6日(木)

(開会) 10:03

(閉会) 15:38

【 案 件 】

1. 公共交通・お出かけ支援について
2. 健康づくりについて

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。「公共交通・お出かけ支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

公共交通・お出かけ支援につきまして、「買い物支援対策事業(買い物ワゴン)の運行及び利用状況について(2019年(令和元年)12月末現在)」の資料に基づき、ご説明いたします。今回提出いたしております資料の説明につきましては、前回、本委員会で提出いたしました内容の変更点のみを説明させていただきます。資料1ページをお願いいたします。まず、1の「2019年度(令和元年度)の運行概要の運行期間、運行日数等について」の筑穂地区の運行予定日数が前回の25日からそれぞれ33日となっております。運行概要の変更点につきましては、以上でございます。

資料2ページをお願いいたします。2の「利用状況について」、(1)利用状況・年次推移におきまして、令和元年度12月末の利用者数が、前回9月末の5412人から、12月末に9036人となっております。(2)地区別利用状況につきましては、利用者数、1日平均利用者数、運行日数におきまして、それぞれ12月末の数値に更新いたしております。昨年度と比較しますと、全体で1日平均利用者数が約5人増加しております。今後も買い物支援対策事業(買い物ワゴン)の運行及び利用状況について、的確に把握し、検証を行いながら、閉会中の本委員会でご報告、ご説明させていただきます。以上、簡単ではございますが、買い物支援対策事業の運行及び利用状況についての説明を終わります。

○地域振興課長

続きまして、今年度のコミュニティ交通の利用状況等につきまして、前回の委員会で提出しました資料のデータを昨年12月末のものに改めまして、資料を提出させていただいております。3ページをご参照ください。記載内容については、コミュニティバスに関して、昨年10月1日から宮若市と共同でコミュニティバスを運行しておりますので、その利用状況について、記載を追加しております。従来から運行しております4路線、並びに予約乗合タクシーにつきましては、利用者数が増加している状況が見られますが、特段大きな変化はございません。宮若市共同コミュニティバスにつきましては、4ページの(4)に記載しておりますが、1日当たりの利用者数が、平日55.2人、土曜日23.8人、日曜日18.1人となっております。以上で、昨年12月末までのコミュニティ交通の利用状況について、説明を終わります。

次に、前回の委員会において要求のございました資料を提出させていただいておりますので、その概要をご説明いたします。資料5ページから7ページをご参照ください。資料につきましては、予約乗合タクシーの予約成立状況、平成30年度の予約乗合タクシーの高頻度利用者の状況、令和2年度のコミュニティ交通の運行計画に関する業務予定表を提出させていただいております。まず、資料5ページでございます。2019年度の予約乗合タクシーの予約成立状況について記載しております。表は、地区別に予約の状況として受付件数、成立件数、未成立

件数、成功率を、平成30年度合計とともに、2019年度の4月から12月までの各月の推移並びにその小計を記載しております。表の一番下の欄に記載しておりますが、平成30年度では合計で5万74件の予約の受付件数に対し、4万7570件、95%の確率で予約が成功しておりました。2019年度は12月末までで93.3%の確率で予約が成功しております。

次に、6ページには、平成30年度に200回以上予約乗合タクシーを利用した高頻度利用者について記載しております。1から6までは200回以上の利用者に関する利用回数、居住地区、性別、年齢区分、世帯構成員数、居住地から500メートル以内の最寄りの民間バスのバス停の有無について、利用者の状況を集計しております。7から9については、令和元年10月の利用状況について集計しております。予約乗合タクシーの利用時間帯は利用開始の8時から1時間単位で記載しております。予約時間体は予約受付開始の7時30分から1時間単位で、また、利用の多い乗降場所は自宅付近以外で利用の多い乗降場所について記載しております。なお、先ほど21名のうち1名は集計期間の令和元年10月には、利用実績ありませんでしたので、7から9につきましては、20名の状況を集計しております。

最後に7ページでございます。令和2年度のコミュニティ交通の運行計画に関する業務予定について記載しております。令和2年度以降の3カ年のコミュニティ交通の運行計画につきましては、西鉄バスの路線バス廃止対応、まちづくり協議会の買い物支援検討組織の会議参加、地域代表者、並びに交通事業者等の関係者との協議等を踏まえまして、9月ごろをめどに素案を作成したいと考えております。その後、来年度後半には、住民説明や意見聴取等を行いつつ、運行計画の詳細協議や調整を行います。運行計画を年内をめどに定めた後に、運行事業者選定や運行許可取得等の手続を行う予定です。なお、これらの進捗状況に合わせまして、飯塚市地域公共交通協議会を開催して協議、検討を行う予定にしております。以上で、前回委員会で要求されておりました資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。前回の委員会で質疑をしていた部分も含めて、ちょっと確認をさせていただきたいと思っています。JRバスの廃線に伴って宮若市との共同コミュニティバスがスタートしたわけですが、そのときの経緯の中で、廃線になるときのガイドラインとか、こういったときに、こうやって赤信号、その手前の黄色信号になるのかなど、そこら辺の基準について、ぜひJRさん並びに西鉄さんにお聞きしていただけないかというお話をさせていただいておりました。事前にできるだけ早目に準備をする、ないし地域の方々に厳しいよと、よろしかったら利用してくださいというお話をするためにも、必要ではないかという形でお話をさせていただいておったんですが、その点はどのようにやっておられますでしょうか。

○地域振興課長

私どものほうも、先方の西鉄さんのほうと商工観光課を通じまして協議をしている中で、そのような情報提供は求めています。現時点ではそのようなものは示されていない状況でございます。

○江口委員

商工観光課を通じて、きちんと会社さんのほうに申し入れをしたんだけど、なされなかったという形でいいですか。もし返答がないのであれば、なぜという話を当然のことながら聞かれていると思うんですが、その点はいかがですか。

○地域振興課長

西鉄さんのほうも、こちらのほうがそういうふうな状況で非常に急に出されては困るというふうなことっておりますので、今後検討していく状況ではないかと考えております。すぐ出

すとかいう状況では、当然ないんですけども、今のところ、検討中ということでございます。

○江口委員

次に、成約率の調査をお願いをして、成約率の資料を出していただいております。資料の5ページなんですが、この数字を見ると、一番厳しいのは飯塚東地区の9月、56.9%という部分があるんです。72件の受け付けをしたんだけど、残念ながら41件しか成立せず、31件が未成立に終わったと。この56.9%という数字を筆頭に、70%台、この東地区は複数あるんです。6月、7月、そして、11月ですね。やっぱり、ここまで数字が厳しいと、いやもう利用するのをやめようかなと思われると思うんですね。全体を見ても、昨年度、30年度の全体でも、5万件に対して4万7千件、2504件もの未成立があります。これで95%、今年度においては、途中の数字ですけど、約4万件に対し、3万7千件弱の成立で、未成立が2655件。既に、昨年1年間の実績を上回っている状況にあります。こうやって未成立が多くなると、やっぱり人は、利用はもうだめなんだろうなと思うと思うんです。この未成立の内容をお聞きしたいんですけど。未成立で2500件ないし、今年度2600件でも結構なんですけれど。この方々が、初めて利用されるというか、本当にたまに利用される、1回、2回、3回ぐらいしか利用してない方なのか、それともずっと利用されている方なのか、そのあたりわかりますか。

○地域公共交通支援室長

お答えさせていただきます。ご指摘の未成立の予約をされている方につきましては、データ等の実際の細かな分析はいたしておりませんが、予約を受け付けております予約受付センターのオペレーター並びに関係者にお聞きしたところ、予約が不成立になっている、予約を入れることができなかったケースというのは、特定の、限定的な利用の日時、この日の何時に利用したいというものの予約の希望を言われた方で、それがかなわなかったときに、第2希望、第3希望の案内をしているんですけども、それがちょっと希望に沿わないということで、限定的な予約を希望されている、そういった方のケースの場合に、不成立になっているということをお聞きしております。

○江口委員

どのぐらい利用していたかというのは、わからないということでもいいですか。

○地域振興課長

その点については、ちょっとわかりかねます。

○江口委員

では、この未成立を、現状でも予約乗合タクシーをやっていて、3年間で、あと来年度もそうですよね。1年と2カ月ぐらい、最低でも続くわけです。その中で、より満足していただくためには、この未成立を減らしていかなくてはならないわけです。そのために必要になってくるのが、どうやって組み合わせるかという形になるんですけど、現実には予約を入れますよね。誰かが先に予約が入っています。そのときに次の予約が入ってダブったから、では一緒にできるかどうかという形だと思うんですけど、そのときに、最初の予約の形というのはどういう形でやっているのか。出発地から目的地、ここの、もう例えばスマホでも何でも、地図アプリでもいいんですけど、やると大体の時間が見えますよね。その乗り降り含めてプラス5分とかいうふうな形で設定をするのか、そこら辺のところはどういったやり方になりますか。

○地域公共交通支援室長

先ほど、質問者が申されましたように、この予約の受付の際には、ご連絡があった方の乗降場所、そして目的地を検索した後に、その最短の道のりにかかる時間及び乗降にかかる時間、そして、その道のりの間に、同じような方向、同じ時間帯に希望されている人が、その予約に重なるといいますか、一緒に乗り合いができるような、いわゆるゆとり時間というふうな表現をしておりますけれども、そういう時間を移動距離に合わせまして設定したところで、所要

時間というのを計算しまして、予約を受け付けております。したがって、例えばですけれども、道のりが10分、最短でかかるということであれば、ほかの人が一緒に乗るための時間として5分とか6分とか、そういうふうなゆとりの時間を持ったところで予約の成立という形になっております。

○江口委員

その部分は多分マニュアルか何かがないとできないと思うんだけど、そのマニュアルの分を次回で結構なので、資料として出していただけますか。

○地域振興課長

その件につきまして、資料を一旦整理させていただきまして、適切なものがあるようでしたら、提出させていただきたいと考えます。

○江口委員

よろしくお願いたします。そのゆとり時間があるというような形なんだけれど、その結果として、乗り合いとなったケースというのが、どの程度あるのかが気になるわけですが、そのあたり、何か資料はございますか。

○地域公共交通支援室長

乗り合いの状況につきましては、乗り合いといいますが、いろいろ内容があると思います。例えば、複数の方が同じ場所から同じ目的地に行く場合の乗り合いという場合と、どなたかが予約を入れていく行程の中で、ほかの人が相乗ってくるという、途中から乗って乗り合いになるというケースがあるというふうに思っております。その分類、またその状況につきましては、データ等の整理はしておりませんが、前回の委員会で提出させていただいております資料の中で、その予約乗合タクシーの乗り合い人数という部分を提出させていただいておりますけれども、そのときに何人が同時に利用したかという数字を出させていただいております。その数字を見る中で、乗り合いの発生状況というのを私どもとしては判断させていただいております。

○江口委員

判断した結果、どの程度なのでしょうかね。

○地域公共交通支援室長

調査結果によりますと、調査時期によりまして数字は変わるんですけども、おおむね2人以下、つまり1人もしくは2人の場合が90%ぐらいを占めているという状況で、3人以上の乗り合いの状況にはなることが少ないというふうに捉えております。

○江口委員

2人以下が90%という話がありました。資料を出していただいた中で、頻回の方、資料の6ページに高頻度利用者の資料を出していただいております。この中で、(5)世帯構成員数があるんだけど、ここで、構成員5人のご家庭があって、そこの利用者が3名おられるんだけども3名は同一世帯という表記がございます。そうすると、当然のことながら想定されるのが、やっぱり高齢のご夫婦なり、それにまたさらに、お父さん、お母さんがおられる形かもしれませんが。そうすると、このお3人は、当然のことながら多分一緒に利用しているのではないのかなと思うわけですね。そうやって考えてみると、さらにさっき言った2つの相乗りのパターンがありますよね。同一世帯におられて、出発地と目的地が一緒のパターン、それとは別に、途中で誰かが乗るパターン、相乗りと言われてもね。問題はその相乗りがどれだけできるかですね。そういうこと考えると、今の話ですと、非常にその相乗り部分は厳しいというのが、現状ではないかと思うんです。90%を超える部分が2人以下なわけですね。その部分に関しては、やっぱりもう少し詳細に調べる必要があると思うんです。データに関して、お名前とか当然のことながら、取る必要はないんだけど、システム上でやっているわけですね。例えば、データとして吐き出すことはできるのかどうか。機能はどんな形でもいいんですけど、CSVといわれるファイルでもいいんだけど、テキストファイルでもいいんだけど、

吐き出すことが、現在使っているシステムの中で、機能としてあるのかどうか、まずお聞かせいただけますか。

○地域公共交通支援室長

予約管理システムに管理しておりますデータについては、委員が今おっしゃったような取り出しというか抽出はできます。

○江口委員

できますということでしたら、ぜひ、その作業をやって、その上で、その相乗りという部分がどのくらいあるのか。そういった部分を含めて、ないしどういったケースではやっているよね、ないしはじかれた部分がどうだったのかというやつをもう少し詳細に見ていただきたいと思います。それを改良することが、この未成立の部分を下げていく形になりますので、今までは、相乗りのための時間をプラス5分していたんだけれど、申しわけないけど、これ4月からとか、途中からでもいいと思うんです、今度、これをやっぱり成立させるために、プラス10分やってみようとか、プラス15分とか、ご利用していただく方には、今まで、この時間で行けていたんだけれどと思う方にも、多少迷惑をかけるんだけど、もともと予約乗り合いなんですよね。その性格をした上で、未成立を減らしながら、乗車密度を上げる工夫が必要だと思うんですが、それはやっていただけますか。

○地域公共交通支援室長

今、質問者がおっしゃられました、いわゆるゆとり時間の設定というところに関しましては、この予約乗合タクシーの導入当初から現在に至るまで、さまざまなパラメーターといいますか、数値の変更等をやりながら、適切といいますか、一番いい数値を用いたいということで取り組んでおります。今、質問者がおっしゃっておりますように、新たなデータとか、そういうところも勘案した中で、また、そういった数値の変更がどういう影響を与えるかとか、そういったところも検討させていただきたいというふうに考えております。

○江口委員

検討して、やっていただけるのかどうなのかなと思うんですが、どうですか。

○地域公共交通支援室長

そのような取り組みを試みたいと思います。

○江口委員

今も、お話の中でいろんなパラメーターを調整してやってみたんだというお話がありました。そしたら、今回やる部分も含めて、前回のこうやってみたらこうなったという部分を、よろしかったら、また資料としてまとめることができましたら、出していただけましたらと思っています。

次に、頻回利用者の利用状況について、お聞きしたいと思います。まず、資料の6ページに提出いただきました。これは対象者としては30年度において、1週間に2往復以上の利用実績がある方というふうな形で出していただきました。利用開始数が400回以上の方が2名おられます。ちなみに、それぞれ何回と何回なんでしょうか。

○地域公共交通支援室長

今言われております2名の方につきましては、1名が473回、もう1名が434回となっております。

○江口委員

となると、ウィークデーが5日あって、そのうち400回ということで、400回の段階でも4日以上ということですよ。470回となるともうほとんど毎日ウィークデーに乗っておられて、たまに使われない日があったのかなというぐらいなのかなと思っています。そのお2方の利用状況はどういったものなんでしょうか。あとまた、どういった方なのかも含めて、お聞かせいただけましたらと思います。

○地域公共交通支援室長

まず、お1人目、一番使用されている方につきましては、筑穂地区にお住まいの女性で80代の方です。こちらの方は、大体利用する時間帯が一定の利用をされておりまして、乗降場所、いわゆる目的地ということになりますけれども、予約乗合タクシーの目的として指定されております場所は、病院施設、医療施設の前での乗降ということとご自宅の近くの乗降というような特徴がございます。2人目の方につきましては、この方も筑穂地区の女性の方で、年齢は10代の方でございます。この方につきましては、利用時間帯というのは、多少ばらつきがございますが、JRの駅を乗降の場所として利用されている、そういったケースが多く見られます。

○江口委員

80代の方が自宅から医療機関へ、10代の方は、自宅からJRの駅へと行って、後段の若い方に関しては、通勤か通学なのかなという話にはなるかと思うんですが、それぞれの方が、予約の状況、どういった形で予約されるのか、もう当初からば一つと押さえてしまっていて、そういった方があったので、さっきの未成立がありましたよね。未成立がこんなに発生しているのか、そういった状況にあるのかどうか。その押さえ方ないしその影響について、どのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

○地域公共交通支援室長

お1人目の方の予約の仕方、利用の仕方ということにつきましては、こちらの方については、昨年10月の状況を見たところ、週の初めに、その週に利用する予定の予約を入れられて、ほぼ毎日に近いんですが、利用されて予約が減っていつている。また、週の初めになってその週に利用する予定の予約を入れていってしまるといって、その繰り返しの予約と利用の仕方がございます。2人目の方につきましては、利用を予定している、利用を希望する時期に近い段階で予約を随時入れていってしまるといって、予約の入るタイミングというのは、その利用を希望している日にちの前日だったりというような予約の仕方をされておりまして。

この2人が予約を入れるということに伴いまして、ほかの利用者が予約を入れられるか、入れられないかとかいうような影響ということに関してですけれども、この予約を入れている方の影響で、最初の最も使われている方につきましては、昨年10月の数値でいいますと、40回程度利用されて予約を入れられているんですけども、10数件の予約がその期間入らなかったと。他の方の予約が10件入らなかったという状況でございます。2人目につきましては、19回予約をその期間、1カ月間に入れられているんですけども、ほかの方の3件の予約が入らなかったという状況を集計しております。

○江口委員

今、1件目の方、週の初めにざっと押さえるというお話ありました。これ仕組みとして、予約はどのぐらい前からやるんでしたかね。その週の頭にその週の分をという形とか、例えば1週間前までにとか、そういうのがありますよね。そこら辺どんな感じなんですかね。

○地域公共交通支援室長

予約につきましては、利用する希望日の1週間前から受け付けをしております。

○江口委員

となると、さっきの前のほうの方、週初めに、ざっと押さえるという方に関しては、後半に関してはもう厳しいんですけど、週の前半、月曜日、火曜日とかに関しては、他の方が押さえられることも十分可能であったという理解でよろしいですかね。逆にその方が希望したんだけど乗れなかったということもあるのかどうかというのは、どうなんでしょう。

○地域公共交通支援室長

先ほど調査した同じ期間におきまして、最も利用されている方につきましては、その予約の成功率は90%程度、2人目の方につきましては80%ということの予約の成立の確率となっ

ております。

○江口委員

その方々にも、逆に希望のところが取れなかったというのがあるということなんですが、現実には1週間前となると、毎日毎日電話するのが手間なので、まとめてぎっしりとして、例えばさつき90%位と言われましたよね。その方は、これがだめだったので、この日のこの時間でというような形になるのか、それとももう、この日はしょうがないから利用しない、何かそこら辺のことがわかりますか、どうですか。

○地域振興課長

その部分に関しては、ちょっと把握できておりません。

○江口委員

わかりました。この方々400回以上という、430数回と470数回という話だったんですけど、この方々は、年間でおおよそどのぐらいの利用料金をお支払いする形になるのか。またそれが、この公共交通がなかった場合は、どのぐらいなるのかというのがわかりますか。

○地域公共交通支援室長

概算で大変申しわけございませんが、予約乗合タクシーを利用されている分の平均的な割引みたいなものもありますので、1人当たりのかかる運賃というのは230円とかその程度になるんですけども、その方が大体470回ぐらい使うとなると、11万円弱ぐらいの運賃ということになります。その方が仮に、何らかの公共交通機関とかを利用するということになる場合の試算というのは、ちょっと申しわけありませんが、今のところわかりません。

○江口委員

10万円強を利用させていただいているというわけですが、ヘビーユーザーであるわけですが、片一方で、これがタクシーの初乗りだったら、600円弱と思えば、半額弱ですよ。そう思うと、それ以上の利益を得ておられるということも、現実かと思うんです。片一方でさきの委員会でもお話ししましたが、利用者はやはり限られ、13万市民の方から考えると、やっぱり割合としてはどうなのかなというお話をさせていただきました。そういったことを考えたときに、ほかのところでは、前回の委員会でお聞きしたやつで、お返事が返ってこなかった分をまたお聞きしたいと思います。予約乗合タクシーとかコミュニティバスをダウンサイズしたときに、予約乗合タクシー10人乗りでやっているんだけど、それをもう少し小さいサイズで、コミュニティバスもさらに小さいサイズで置きかえた場合、どうなのかなと言ったら、まだ試算はないという話でした。そちらについて、何らかの試算ができたのかどうか、その点はいかがですか。

○地域振興課長

車両の種類変更に伴うコストの変化についてと思いますが、ほぼ燃費の差のみというふうなことで考えております。それで、予約乗合タクシー車両をワゴン型からセダン型にダウンサイジング場合には、当課の試算でございますが、1台当たりが約15万円から20万円程度のコストダウンがあるのでないかと考えます。コミュニティバス車両を、マイクロバス型をワゴン型にしましたところ、これは、マイクロバス型が軽油、それからワゴンはガソリンということになりますので、ここはランニングコストではさほどコストダウンにはならないというふうな状況でございます。

○江口委員

1台15万円から20万円というお話でしたが、台数を掛けるとどのぐらいになりますか。1年間で言うとうどうなります。もしダウンサイズしたとして、1年間変更すると、トータルで全体としてはどのぐらい安くなりますか。

○地域振興課長

11台でございますので、15万円としまして165万円というふうなことでございます。

○江口委員

あと、もし予約乗合タクシーで継続するのであれば、当然のことながら、その部分はしっかり検討していただきたいと思います。先ほど言ったように乗り合いに関しては90%以上が2人以下ですよね。要するに10人乗りのおよそ8人分、9人分が空っぽなわけです。そういうことは十分検討していただきたいと思います。そのダウンサイズするとき、できないのかなと思うのが、今はタクシー会社をお願いをしていますよね。そうしたときに、実際に使っているタクシーの車両、あれがそのまま使えないか。なおかつ、今はソフトウェアセンターで運行管理をさせていただいているんですけど、それをタクシー会社で無線がありますよね。当然ながら、お客様から電話がかかると、それから配車の方がやるんですけど、そういった仕組みでできないのかなと思うんです。もしそれができるとなると、車両のコストというのは、ぐっと下がると思いますし、またオペレーターのコストに関しても、ゼロというわけにはもちろんいきません。やっていただくので、何がしかの金はお支払いはする形になるかと思うんですが、タクシー会社としても、おられる陣容で賄えるのであれば、ある意味そのプラスの必要なコストをシェアできるとして、タクシー会社としてもありがたい話になるのではないかと思うんです。そういった形ができないのかなと考えるわけですが、それは現実的にできるのかどうなのか。その点を検討されたことありますか。

○地域公共交通支援室長

まず前段の、現在タクシー事業で使用されておりますいわゆるセダン型の車両を、予約乗合タクシーの運行に使用できるかどうかということに関しましては、現在、タクシー車両に今、メーター等の機材自体が積まれておりますし、タクシーに関しましては、地域での運行保有台数というような制限という別の定めというか、そういう縛りがありますので、そういった車両を使用して乗り合いタクシーを運行されている地域があることも、ありますので、その辺については、今後も研究したいというふうに考えております。続きまして、予約受付センターの運営についてですけれども、おっしゃられますように、各タクシー事業者の事務所でそれぞれの受け付けをするという、そういうような自治体もあります。しかしながら、本市がこの予約乗合タクシーの運行を開始する際に、この予約受付業務をどのようにやるかという検討した際に、予約の受け付けの市としての統一的な、同様な対応、サービスレベル、そういったものやっぱり確保しつつやる必要があるということと、各事業者でやった場合に、不正というものなんですけれども、予約をきちんと受け付けるということが担保できるかどうかというような疑問もあったということもありまして、現在の予約受付センターを設置しまして、その1カ所で全ての予約を受け付けるほうが、この業務には、本市においては適しているのではないかということで、現在の形態になっております。

○江口委員

ともに検討したことはあるというふうな形かと思うんですが、センター機能については、そういった形でスタートしたかもしれないんだけど、現実はどうやってコストダウンしようかということを見ると、不正のおそれがあるというんだけど、それは防ぐ仕組みさえつくればいいのではないかと思ったり、統一的な運用、それこそ、これこれこういう形でやってください、できなかったときの通報窓口を市が受ければいいと思っているんです。やり方はあるよねと思うんです。片一方の車両の件なんですけど、現実的にやっておられるところもあるというお話もありました。それは、タクシー車両をそのまま使っておられるということなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○地域公共交通支援室長

その車両の使用につきましては、細かい情報は把握しておりませんので、ちょっと今回、回答はちょっとできかねます。

○江口委員

ぜひ、そしたらその部分確認してください。もしそれが可能なのであれば、ダウンサイズするのであれば、現行のタクシー車両が使えるのであれば、やり方もだいぶ変わると思いますし、予約乗合タクシーを続けるにしてみても、コストダウンが図れると思っています。一旦、ほかの人に。一旦、止めます。

○地域公共交通支援室長

すみません、先ほどの私の答弁の中で、予約受付センターの運営を現在の形態にやった過程の中の答弁の中で、予約の受け付けに関してちょっと不正というような表現、不正がないようにというような表現をした分につきまして、適切な予約受け付けをするためにということで訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

利用状況の資料ということで非常にありがたいのですが、まず2ページのお出かけ支援、買い物ワゴンの利用状況なんですけど、庄内、幸袋、颯田が非常に1日当たりの利用状況は多いという中で、筑穂、穂波というのが少ないということになってはいますが、この分析はどのように考えておりますか。

○まちづくり推進課長

利用状況につきまして、穂波地区につきましては、他地区に比べまして、利用状況が少ないという形で、穂波地区につきましては高田地区エリアのみで、今限定的に実施されております。そこが大きな要因かなというふうに捉えているところでございます。また筑穂地区につきましては、平日運行3コース、現在試行を行っておりますが、平日につきましては、予約乗合タクシーの乗降も可能という一つの要因、それから、結構、筑穂地区につきましては広範囲のエリアという部分を原因として考えられるのかなというふうに考えております。それから、鯉田地区につきましては、午前中のみ運行によるという形で、当初一番に始まった鯉田地区でありますけど、いろいろ利用状況の検証を行った中で、午前中だけでいいという結果の中で、午前中のみ運行を行っているという状況で、若干他地区に比べて少ない状況かなという形で分析をしております。

○吉松委員

それぞれの地区でいろんな要因があるというような分析をされております。それで、筑穂地区については広範囲であるというような要因があると説明されましたけれども、それは反対に言えば、数字の裏側に見える重要度というものがあるんだらうと、そういうふうにも解釈ができます。それで3ページの予約乗合タクシー、これについては、筑穂地区が非常に突出して多いということになってはいますが、これはどういう要因であろうかと、お尋ねします。

○地域公共交通支援室長

筑穂地区に関しましては、西鉄バス等の民間交通、民間のバスがないということと、それを勘案して予約乗合タクシーを3台配置しておりますので、ほかの地区よりも運行台数が多いということもありまして、利用者数が多いというふうに考えております。

○吉松委員

民間の公共交通がないということと思うということは、そうですね、コミュニティバスも、その要因が同じことが言えると思いますね。全体の中で、筑穂が半分以上ということは、今の説明と要因の重なるところがあるというふうに思うんですけども、一つ一つの分析、例えば買い物ワゴンの分析、それから乗り合いタクシーの分析、それぞれも必要だと思うんですけども、今、数字の中で、大きな逆転現象みたいなものがあります。乗り合いタクシーが非常に多い、しかし買い物ワゴンが少ないと、そういう一つ一つの交通機関、運用ではなくて、それはマッチングの問題だと思うんですけども、トータルで何でこうなっているかということも、

非常に検討する必要があると思います。それはもうコミバスも含めたところで、必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、それぞれ予約乗合タクシーの利用者増、それから定時定路線で試行的に運行しています買い物ワゴンの利用者増と、そういう利用者につきましては我々につきましても、まちづくり協議会の方々と協議しながら、現在のそれぞれの世帯とか、利用世帯の状況の調査とかをやっております。そこにより詳しく、車を所有していないとか、また、予約乗合タクシーを利用している、買い物ワゴンを利用している、どちらがいいとか、ちょっと掘り下げた調査を現在実施しているところがございますので、そういう部分を検証しまして、さらなる利用者増に向けた取り組みを検証していきたいと考えています。

○吉松委員

掘り下げてということで、本当に数字の裏側に見えない部分もありますので、その辺をしっかりと検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

本市が合併して15年目を迎えたわけですね。合併していなければ、この地域の公共交通はどのように保障していくのかということについては、今とは違った悩みがそれぞれにあったかもしれません。15年目を迎えておるわけですがけれども、例えば厚生労働省、国は地域医療の再編ということで、重要な2次医療機関を統廃合するというようなことも打ち出したりする中で、地域住民の移動する権利、交通権、基本的人権の重要な一部をなすと思うんですけども、わかりやすく言えば安心して暮らせるまちづくりの最大保障の一つということで、市としても力を入れていかないといけない重要なテーマということ、この間申し上げてきておるとおりです。私はこの間、地域の要求は多様であるわけですから、この多様な要求に一律的な、羊羹を切ったような対応は非常に難しく、多様な要求に重ね合わせて応えられるような重層的なモザイクというか、可能な限り多様な要求に多様な形態で応えていくということが大事だろうということは申し上げてきました。こうした中で、民間の地域の公共交通事業者が、今後大幅に撤退していく動きを示して、その一部はもう既にあらわれておるわけですね。こういう中で、国、県、市、あるいは民間の事業者と協働しながら、公共交通基本計画をつくろうと。公共交通に関する計画をつくろうということで、来年度スタートの更新に、今、準備が進んでおるといふふうに思います。それで、そのスケジュールについては提出資料にスケジュールが示されておって、それ自身は非常にわかりやすいと思います。そこで、前回11月の閉会中審査で議論になっておりました、答弁がありました市民の声をどういうふうに聞くか、聞いているかということについて、アンケートないしヒアリングをしておるといふことでした。その実施状況をお尋ねします。

○地域公共交通支援室長

予約乗合タクシー及びまちづくり協議会が実施しております買い物ワゴンのそれぞれの利用者を対象としたアンケートを、昨年の10月から11月にかけて、まちづくり推進課、地域振興課が共同で実施させていただいております。実際に利用されている予約乗合タクシーの276人、買い物ワゴンの195人、両方利用されている方はどちらかでの回答をしてくださいというふうにお願いしておりますけれども、合計の471人に対しまして、その車両の車内でアンケート調査票を配布し、約67%に当たる317人の方から回答を得ております。調査内容につきましては、予約乗合タクシー及び買い物ワゴン、それぞれの満足点、不満な点、その理由。また予約乗合タクシーと買い物ワゴンの利用、どちらを希望されているかなどの分について設問を設定しております。調査結果につきましては、現在、分析しているところでご

ざいます。

○川上委員

分析はどのように行いますか。

○地域公共交通支援室長

分析につきましては、今作業中ではございますけれども、予約乗合タクシーの利用者に関すること、買い物ワゴン利用者に関すること、また、地区ごとの内容にできるだけ分類した中で何らかの分析結果を出したいというふうに考えております。

○川上委員

予約乗合タクシーと買い物支援ワゴンとを分けるのは当然だと思いますけれど、それを路線ごと、地域ごとに分析するという事なんですね。

○地域公共交通支援室長

はい、そのように考えております。

○川上委員

先ほど来、江口委員が指摘されている重要な問題もあるんですけど、そういう全体としての捉え方ということと同時に、私が述べております多様な要求に多様な形で応えていくという点で言えば、路線ごと、あるいは地域、地区ごとという分析が非常に重要だろうと思います。まとまるのはいつごろですか。

○地域振興課長

次回の委員会には、資料をまとめて提出させていただきたいと考えております。

○川上委員

それは3月という意味ですか。

○地域振興課長

次回の閉会中委員会ということでございます。5月か6月に開催される閉会中の委員会ということで考えております。

○川上委員

議会との関係はわかりましたけど、まとまるのはいつですか。

○地域振興課長

一応、3月末をめどにまとめていきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:09

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありますか。

○川上委員

まとめは3月末をめどにということのようですが、その公表予定はどうなってますでしょうか。

○地域振興課長

公表につきましては、今のところ、まだ考えてはおりません。

○川上委員

それは公表するかしないかを決めていないということですか、時期を決めていないということですか。

○地域振興課長

公表するかどうかということでございます。

○川上委員

公表しない理由がありますか。

○地域振興課長

このアンケートにつきましては、計画の一応基礎データということで現在っておりますので、これだけを公表するとかいうふうなことではなくて、あくまでも計画の一部というふうなことで考えているために、ちょっと公表につきましては今のところこれ単独で公表するかどうかというふうなことを決めていないということでございます。

○川上委員

2つの問題意識を持っているんですね。1つは、現在の利用者、予約乗合タクシーと買い物支援ワゴンでしょう。その重なりを考慮せずに言うと、回答数317人でしょう。サンプルとしては少ないのはものすごく少ないんですよ。地域別に見た場合は、意味がもう少し出るとは思うんですけど。そういう利用者の中での回答数が非常に少ないという問題が1つあると思います。もう一つの問題は、利用していない方の声を聞くという仕事があると思うんですよ。それがまだなされてないのかなと。それで、そういう意味では利用している方々の声を、利用していない方々あるいは交通事業者とか、あるいはそこで働いている人たちに公表するのは意味があるものがあるのではないかと。まだ掌握しないとわからないんでしょうけど、集約しないとわからないんでしょうけど。それで未利用者、利用していない人たちの声をどのように今聞いているのかお尋ねします。

○地域振興課長

その点につきましては、我々も非常に難しい部分であるというふうな認識をしておりますが、全体的にそれを把握するのは、やはり難しいと思います。ただ、まちづくり推進課のほうと連携しまして地域のほう、自治会なり、いろんなさらに細かい組織の方とかと話しながら、抽出になると思いますけれども、そういう方を地域のほうで具体的にちょっと見つけて、ヒアリングさせていただくような形になるのかなというふうには、今のところそういうふうなことで考えているところでございます。

○川上委員

前回11月にお聞きしたときに、ヒアリングは、例えば大型小売商業店舗のところとかで聞くのかというと、そうだというように答弁があったと受けとめておったんですよ。それで、そのときは利用者という感じだったんだけど、私は、今言われたような方法も大事と思うけれど、行政機関、それから今言った大型商業店舗、医療機関、文化施設とか、そうしたところにおいて、今市が工夫している公共交通によってみえた方、あるいはよらないで自家用車で来たとか、いろいろあると思うんですよ。そういうような声の聞き方というのは、いいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○地域振興課長

今ご提案あったものにつきましては、我々のほうも方法としてはあるとは思いますが、一応そういったことも含めて、声の聞き方につきましては、十分検討していきたいと考えます。

○川上委員

要求が多様であるということを考えて、多様な声の聞き方、接近の仕方が必要ではないかなというふうに思っています。それで、そういうことを含めて、市民の声を素案づくりにどう反映させていくのかと。私は市民参加の素案づくりと表現したことがあったと思うけれど、このところが課題なんですね。素案ができて意見を聞きますよと、ほとんど動かないです。ですから、動く余地がもうなくなっていると思うんですよ。だから素案づくりに市民が参加できるようにする。そういう工夫をどうだろうかという話をしたんだけど。本市は、例えば立岩交流センターの建設に当たって、ワークショップをずっとやってきて、努力して一つの境地を切り開いたのかなというふうにも思うんですよ。その他のところの努力もあるのはあるでしょうけれど。そういった点でいえば、先ほど正確に言っていませんでしたけれど、地域公共交通網形成計画づくりについて、市民参加で多様な要求に対する多様なケアというか、プランをつく

っていくというようにする必要があると思うので、市民参加のというのをどう考えるかを検討してもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○地域公共交通支援室長

まず質問者がお話されております交通網形成計画、現在、第2次飯塚市地域公共交通網形成計画というものが、2018年3月に飯塚市が策定しております。その計画につきましては、2018年度から2022年度の5カ年計画ということで、これは、この第2次交通網形成計画を来年度、策定するというのではなくて、この形成網計画をもとに、令和3年度以降の3カ年のコミュニティ交通の体系を検討するという趣旨で、来年度のこの予定表、スケジュールを編成していることを、まずはお説明させていただきたいと思います。そして今、その素案の策定も含めまして、多様な方々の意見をどのように聞いて、それをどのように交通体系を策定する中で反映させていくとかということにつきましては、先ほど地域振興課長が申しましたように、いろんな方法があると思いますので、その点につきましては今後も検討をさせていただいて、また質問者がおっしゃるような方法を含めまして、実施できればというふうに考えております。

○川上委員

次に、お出かけ支援についてお尋ねします。この間は、市内8コースで運行しているんだけど、これをどう評価するかについて、利用人数がどうかというのが一つあります。それから、かかる費用がどうであったかということもあろうと思うんですけど、市が直営でやらないで、お金は出すけれども、地域でよく話し合っていたら、希望があるところに希望の回数、どういうふうに運行するか、市の職員も頑張っていると思いますけど、よく相談して、地域の合意をつくり上げてやっていきたいと思いますという努力をしていると思うんですよ。こうしたところも含めた、単なる運行の評価ではなくて、この事業全体の評価について、どういうふうに今思っておられるか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

事業の評価ということでございますが、質問委員が言われますように、この買い物ワゴンにつきましては、地域の実態、実情を一番把握されている地域、まちづくり協議会、またその参画団体であります自治会長、民生委員、福祉委員等、また地域によりましては、その検討委員会という会議も立ち上げまして、コースの選定とか、いろいろな部分に努力された結果で、今運行を試行しております。これにつきましては、我々としましては、地域のニーズに合った運行ができていないかなという形の一定の理解をしているところでございますが、まだまだ充足していない部分も多々あると思います。今年度につきましては、さらなる掘り下げをしまして、各地区、8地区以外の地区につきましても、いろいろな手法によりまして、意見把握等を行いまして、買い物ワゴンに限らず、今後の全市的な公共交通に向けた一つの材料としていきたいというふうに考えております。

○川上委員

先ほどから合併して15年たったと言いましたけど、合併前までは、各地域に行政機関があって、役場があって、市役所があって、そこへの集中ということも多かったと思います。それで、バス停が今と比べものにならないくらいあって、庄内47くらいあったんですね。今、2つですかね、コミバスは。そういうような状況だったんですよ。そのときに西鉄が庄内になかったかという、あったわけですよ、当然ながら。だから、西鉄が走っていてもJRがあっても、そういうことをできたわけですよ。ですから、今、取り組んでいるやり方に加えて、私は合併前にやって蓄積してきたものを重ね合わせていくことで、改善しながら重ね合わせるということで、もっと充実したものができるというふうに考えておりました。このお出かけ支援ワゴンの工夫というのは、その一つの試みではないかというふうにも思っておるんですけど、ここで事業全体を評価する際に利用人数が多いことに越したことはないと思うんですよ、経費

は安いに越したことはないけども、そこだけで、この事業を評価するのではなくて、人数が少なくても、地域で生きている方々が安心してつながっている、安心してどこに住んでいても暮らせるというようなものにできているか。しかも、あるから使おうというだけじゃなくて、自分が希望もし、そして市役所とも、行政とも協議しながら、練り上げてつくり上げていくということによって、地域の連帯だとか行政と住民の間の協働関係とかいうのが、協働環境委員会の協働ですよ、それが発展していくと、信頼関係が増していくというようなことにもつながっておるのではないかと思うので、私は事業評価の際については、そういう角度も、ほかの事業でも同じことかもしれませんけれど、この点についてはしていく必要があるのではないかなというふうに思います。副市長、ここのところが大事なところではないかと思うんですけど、何か見解がありますか。

○市民協働部長

今、質問委員が言われましたように、買い物ワゴンを検討する過程というのは、ある意味で、その地域の課題が何なのかというのを、やっぱりみんなで考えていく過程でもあろうというふうに思っております。そういう中で、今言われましたように、質問でございますけれども、これも前回、副市長のほうも申し上げておりますように、今後の地域公共交通につきましては、地域の方やまちづくり協議会の方、そういった方と協議しながら、いろんな形を考えながら、地域の住民の方が安心して暮らせるような対策を講じていきたいというような答弁もいたしておりますので、私どももそのような指示のもとに考えていきたいというふうに思っております。

○川上委員

前回11月の折に、希望するお出かけ支援ワゴン、買い物支援ワゴンの運行を希望する地域は、ほかにありませんかと聞いたら、聞き及んでないということでしたけれども、その後、移動販売の工夫も含めて、どのような動きがあるかお尋ねします。

○まちづくり推進課長

まず買い物ワゴンにつきましては現在7地区、運行しております。来年度に向けまして、各地区におきましていろいろまちづくり計画とか、地域等で会議をしまして、現状で言いますと買い物ワゴンとして運行したいという計画で上がってきている地区は7地区でございます、現行と変わっておりません。また移動販売につきましては、今年度から試行的に鎮西地区で実施しております。これにつきましては、現在穂波地区のほうで検討していきたいという声が上がっておりますので、その点につきましては、また地域の方々とお話合いをする中で、最終的な方向性を出していきたいというふうに考えております。またそれ以外の実施していない、いわゆる中心部につきましては、各交流センターを中心に、まちづくり協議会、地域の方に、そういう意向の把握をする中で指示を出しておりますが、今のところ大きな声は上がってない。ただ、質問委員も言われますように、一部の方はそういう形の要望はあっているという形のほうは、耳に入っている状況がございます。

○川上委員

お出かけ支援ワゴンと移動販売の関係で、鎮西の場合はお出かけ支援よりは移動販売を選択したというような答弁が11月にあって、どちらか一つというわけでもなくてもいいでしょうということを提案したところ、二者択一ではありませんというような答弁があったと思います。それで、先ほど7コースと言われましたけれど、1月までは8コースだったんですね。穂波の高田が運行していたのではないですか。それで、高田についても、移動販売の買い物ワゴンと並行して、移動販売の要望が出ているように聞いていますけれど、これはどういう状況なんですか。

○まちづくり推進課長

高田地区につきましては、現在買い物ワゴンを試行で運行しております。そうした中で鎮西

地区の状況とかもいろいろごらんになられまして、検討してみたいという声があっておりますが、具体的にこういう形でしたいという詰めの部分までは、現在のところ、できていない状況ですので、先ほども答弁いたしましたように、今後高田地区の地域の方とお話をする中で、その点については検討していきたいと考えております。

○川上委員

二者択一ではありませんと、並行しても考えられますということで、そういう話し合いをしていきたいということなんでしょうけれど、先ほど言われました穂波の新たな運行については、それは、買い物支援ワゴンのことなんでしょうか。

○まちづくり推進課長

買い物ワゴンにつきましては、経過的に平成29年度までが鯉田、筑穂。平成30年度につきましては、飯塚東、鯉田、幸袋、穂波、筑穂、庄内、颯田と7地区。今年度につきましても、昨年度と同様7地区で実施している状況でございます。

穂波の穂波東地区につきましては、移動販売を今検討していきたいという形で、お聞きしております。

○川上委員

穂波で新たな動きというのは高田のことだったのかな。そして穂波東で巡回、移動販売という検討が始まっていると。いずれにしても、買い物支援という考え方で無料バスを回す、あるいは移動販売車を入れる。そういう2つで多様とは言いにくいけれど、そういう工夫があるということですね。そこで今、買い物支援ワゴン、お出かけ支援ワゴンは、まちづくり協議会を事業主体として、市がそれを財政的あるいは実務的にも支援していると思っておりますけれど、支援をしているという形なんですけれど、より充実するという意味では回数をふやすだとか、路線をどうするかということもあるんだけど、事業主体を小回りがきくように、より地域の要求に根差して小回りがきくようにということであると、まちづくり協議会だけではなくて、1つの自治会あるいは、複数の自治会の共同による事業についても、この事業を適用できないかというふうに思うんですね。それは特に山間部において、要求がまだ何ていうか、70歳から後半近づいて80歳には足がかかっているんだけど、もう少し2年、3年は車に乗れるかもしれないというような、逆に言えば2、3年たったら多くの人たちがもう返上をできればしたいというような状況もあるというような条件があるところなんですけれど、そういうような工夫ができますか。

○まちづくり推進課長

現在は、買い物ワゴン、定路線の運行につきましては7地区でまちづくり協議会を主体として運行を試行しております。質問委員が言われました、もっと小さいエリアの自治会とかでというご質問でございますが、その点につきましても自助・共助という観点で飯塚市内でもそういう形の取り組みを自助・共助の中でされている地区も私もお聞きしております。また今後そういう部分のニーズも当然、必要な部分が出てくる可能性も踏まえまして、検証はしていきたいと思っておりますが、ただどこまでするかという部分とあと各地区の地域の実態とか、また実情、まちづくり協議会との関係性とか、そういういろいろ課題等もありますので、その点につきましては、各地域で話し合いをしながら、また行政がこうしてするのがいいのか、先ほど申しました自助・共助でできるところは地域の方がするというのも踏まえた中で、そういう検証、把握をしていきたいと考えております。

○川上委員

次のテーマは、西鉄バスの路線廃止の問題ですね。この問題については、地域に重大な影響を及ぼす事業を行っている大企業が、法律どおりだということで、許可制から届け出制に変わりましたからね、しかも半年前でいいということですから、届け出すれば廃止できるということ盾にとってというか、一方的な形をとり続けているんですね。それでこれに対して、きち

んとものは言っていないといけないという問題と同時に、大企業がそういう横暴をした場合、大企業が悪いんですと、明日から病院に行けませんというわけにはいけないので、市が責任を果たさないといけないという面もある。この辺は、国の責任が大きいと思います。けど、ここの中でこういうあつれきが生じている中で、先ほどから言っています素案づくりを急がないといけないという面もある。なかなかこの大企業がこのように横暴な振る舞いをする、やっぱり住民とそれから地方公共団体も苦しむという局面に今あると思います。そこで、JRが路線を廃止したために宮若市との共同コミュニティバスが走らせられて、先ほど紹介がありました利用状況について、ウィークデーで55.2人。土曜日で23.8人、日曜日で18.1人か。この数字は、JRバスのときと比較すると、どういうことになりますでしょうか。

○地域公共交通支援室長

質問者が言われます宮若市との共同コミュニティバスの利用状況につきましては、それ以前のJR九州が運行しておりました路線バスの利用状況と比べまして、運行便数は減少しておりますけれども、1便当たりの利用者数につきましては、従前のJR九州バスの利用状況とほぼ同等の利用状況となっております。

○川上委員

ということは、1日当たりの延べ利用者数は減っているということになりますか。どのくらい減っていますか。

○地域振興課長

JR九州のときには12便ということでございまして、今共同運行は5便ということでございますので、その分も差し引きが減っているのではなかろうかというふうに想定されますけど、ちょっと幾らというふうな数字は、ちょっと今持ち合わせておりません。

○川上委員

わかりました。そういうことも含めて現在の段階で評価は、どういう評価をしていますか。

○地域公共交通支援室長

宮若市との共同コミュニティバスの運行計画につきましては、実は宮若市とともに検討させていただき中で、それまでの利用している状況等を踏まえ、どの時間帯に、どういうコースで走らしたら、最も影響が少なく運行できるかということも含めまして、計画を練って運行させているわけですが、今の利用状況から見ますと、従前のJR九州バスと比べて、1便当たりの利用者数から考えますと同等というふうな結果が出ておりますので、運行の効果があつたものと考えております。

○川上委員

このあいだ言いました。バス停も読みやすくなって、色もしっかりしているので、ここがバス停かなというのはすぐわかりますけど、1便当たりの人数で飯塚市が考えるかということがあると思うんですよ。この事業で黒字を出していかなければならないという角度から言えば、1便当たりの乗車人数は、ものすごく大事なんですけれど、移動を希望する方々に、どれだけ提供できているかという点で言えば、先ほど言ったような角度もいると思うんですよ。どれだけJRのときに利用していた人が利用できなくなったか、それはなぜなのか。便が元に戻れば、利用して病院に行ったりできるのかね。またこれは飯塚・幸袋方面の方々の感想と宮若市のほうの皆さんの感想とはまた違うかもしれませんけれど、もう少し正確というか、豊かな評価をしたほうがいいのではないかと。それから、西鉄に戻りますけれど、西鉄が確井からの28番を廃止して、27番の系統を縮小しました。これは確認していると思いますけれど、どういう状況なのか。飯塚市にはどういう影響があるのか、お尋ねします。

○地域振興課長

これは、平成29年度の話になりますけれども、西鉄バス確井大分坑線の一部運行廃止というふうなことで、協議に上がっておりました。当時は西鉄が、往復30往復というふうなこと

で、この路線を維持していたところ、1日8往復16便というふうなことに減ったというふうなことであります。その結果、飯塚バスターミナルは終点ということになるんですけれども、バスが満員になったりとかする状況もあるというふうなことを聞き及んでおります。

○川上委員

飯塚市という点で言えば、吉原橋から飯塚バスターミナルまでの間の便数は1日何便から何便に減って、今走っているのは何便とかということが確認できていますか。

○地域振興課長

当時が30往復ということちょっと確認しているんですけども、その現状の分については、1日8往復というふうなことの、ちょっと今資料としてはそれしか持ち合わせておりませんので、現時点ではちょっと、その資料しか持ち合わせておりません。申しわけありません。

○川上委員

このときに福岡県バス協議会、地区協議会というのがありましたね。飯塚市には、地区協議会には誰が出ていますか。

○地域振興課長

所管が商工観光課ということでございますので、ちょっと今の質問につきましては、ちょっと的確にお答えすることがちょっとできません。申しわけありません。

○川上委員

飯塚市は、この28番系統の廃止、27番系統の縮小について、どういう意見を西鉄筑豊ないし西鉄本社に対して意見を述べたのでしょうか。

○地域振興課長

申しわけありませんけれども、その分については所管がちょっと経済部商工観光課ということでございますので、現時点で今のお答えがちょっとできかねます。

○川上委員

今言った県バス対策協議会か、飯塚市から協議のメンバーとして出ているわけだけれど、飯塚市はその協議の場でどういう発言をしたのでしょうか。

○地域振興課長

申しわけありませんが、把握しておりません。

○川上委員

そしたら、西鉄と飯塚市としては大体、これほど大幅に減便になるわけですから、そこについて飯塚市としてカバーするとかしないとか、西鉄と協議したと思うんですよ。どういう議論をしたんでしょうね。

○地域振興課長

申しわけありません、そこにつきましてもちょっとわかりません。把握しておりません。

○川上委員

このところは、前回、お尋ねした公共交通問題について、何と云うか、所管がこれについてはこちら、これについてはこちらというふうになっていることについては、今後改善が必要ではないかというような答弁もあったかと思うんですけど、それはそれとして、これほど大幅に減便になって、穂波東エリアでもともと買い物するところが少なくなっていますよということもあるかもしれませんけれど、買い物に行こうと思っても行きにくい。時々ではないけど、来たバスに乗ろうと思っても、高齢者は場合によって満員で、もうちょっとステップに足を上げるのをためらう。けがをするかもしれないとかいう声も聞いたことはあるんですけど、このときに、飯塚市が西鉄がそこまで撤退するんだったら、何本か残っているかもしれないけど、飯塚市で同じ路線をコミバスでも、お買い物ワゴンでも通しますよというふうに言っただろうかなど。言った場合、西鉄は営業に影響があるから同じ路線を通さないでくれというふうに言うのでしょうか。そういう疑問を持ったんですよ。西鉄、先ほど言ったような理屈、考え方で、

1台当たりの乗車人数できますよ。こちらは1日の利用者数、便利かどうかということで考えるわけですよ。西鉄に、この吉原橋からバスターミナルまでの間、コミバスあるいは、買い物支援ワゴンを、じゃんじゃんではないけれども、ずっと行かせると。代替機能を持つぐらいの。というふうに言えますか。

○地域振興課長

その件につきましては、ちょっと検討はしておりません。

○川上委員

これは、現状がよくわからないということなので、商工観光課のほうが考えるべきなのか、地域振興課を考えるべき、あるいはまちづくり推進課で考えるべきことなのかよくわからないけれども、これとの関係で、先ほどの穂波東の移動販売車のこととか出てはいないように、聞こえましたけど、穂波東エリアの買い物ワゴンの運行についてもほかのところと同じような条件の上に、この問題があるというふうにいえると思います。西鉄の一方的なものに対して、嘉麻市や桂川町からは住民の声が上がって、国の主催する会議の場で意見を出せる機会がある、利害関係者として。あるはずなのに、国がそれを拒否したという経過も実はあります。それで、そのところをよく振り返って、教訓化しておくことは、最初に言った今回の4区間の廃止問題に、どう市として立ち向かうかということにかかわってくると思うんですね。

それで今、西鉄が通告している、10月4日に通知してきた、また10月17日に協議会もあった、この4区間の件について、まず赤坂橋から近畿大学前の廃止の問題について、地域でどのような声が上がっているか、把握できていますか。

○まちづくり推進課長

庄内地区につきましては、説明会等の話もあがっております。西鉄側の説明会との話もあがっています。そうした中で庄内地区の自治会長、まちづくり協議会を中心に、当然、廃止に対しては断固反対という件は耳にしております。今後まだそこら辺の部分は、庄内地区として一つになった中で西鉄の方、また飯塚市のほうに、いろいろお話があるという形で、現在のところ聞き及んでおります。

○川上委員

庄内の問題について言えば、田川・福岡の特急バスの動向を考えあわせて考える必要もあるだろうと思うんですね。それでは、2つ目は柏の森ヒルズから中島組の間については、状況がわかりますか。

○まちづくり推進課長

柏の森ヒルズ周辺の一部路線廃止につきましては、飯塚東地区管内になりますので、飯塚東地区の自治会長会の中でも、その話が取り上げられております。今、飯塚東地区につきましては、関係する自治会を中心に、西鉄のほうに先ほどの庄内と同じように断固反対という要望等を、今検討している状況という形で聞いております。

○川上委員

それでは3つ目は、吉北団地・飯塚市役所、これについて私も前回少し声を紹介しましたが、市としては、どういう把握をしていますか。

○まちづくり推進課長

幸袋地区につきましても同様に、西鉄に対して廃止に対して断固反対という決意をされているということで、お話を聞いております。そうした中でまた要望等に向けての今検討をされているという形で認識しております。

○川上委員

これは幸袋自治会連合会ですか、それともまち協ですか、今おっしゃったのは。

○まちづくり推進課

幸袋地区につきましては、この西鉄バス路線廃止のお話をお聞きになられた後、自治会の中

で検討会議、検討委員会みたいな会議を立ち上げておられまして、その中で、ご協議されているという形でお聞きしております。

○川上委員

幸袋まちまちづくり協議会の中に、専門委員会をつくったということですか。

○まちづくり推進課長

今回の西鉄に対する要望、協議につきましては、幸袋地区自治会長会の中に対策委員会を設置したという形でお聞きしております。

○川上委員

自治会長会ということで確認をします。それで4つ目は蓮台寺から潤野下区の区間廃止なんですけれど、これはどういうふうに把握していますか。

○まちづくり推進課長

鎮西地区になります。鎮西地区に関しましては、現時点では先ほど申しました庄内、幸袋、柏の森、飯塚東地区みたいな形の声は、私のほうはお聞きしていません。全体的には、飯塚市連合会として西鉄のほうに要望を出すという形の部分は、その中で包含される形の認識も当然、鎮西地区の会長さんにはございますが、今後またそこら辺の話が出てくる可能性はあろうかと考えております。

○川上委員

前者の2区間でウィークデーの昇降人数は1286人、利用人数。それから後者の2区間で1501人と前回答弁がっております。これは重なりませんので、基本的に。合わせますと2787人の交通手段が奪われるということになるんですね。これをああそうですかと言うわけいきませんということなんですけれど、本市の基本的なスタンスは、もう定まっているんですか。

○地域振興課長

本市といたしましては、申し入れされている路線の運行継続を強く要請する姿勢で、西日本鉄道株式会社並びに西鉄バス筑豊株式会社に対して、そのような姿勢で考えております。

○川上委員

西鉄バス筑豊に対しては、その意思はいつ伝わっていますか。

○市民協働部長

先ほどから申し上げておりますように、この西鉄の関係につきましては、経済部のほうが所管いたしておりますので、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思いますが、当初どういうふうな形で、今のように4路線の維持をお願いしたということを行ったのかということについては、ちょっと承知いたしておりませんが、昨日、市長名で西日本鉄道株式会社の代表取締役社長宛てに要望書を提出したということがございます。要望の内容につきましては、もう先ほどから何度も繰り返しておりますけれども、4路線については非常に重要な路線であり、小学生から高校生それから高齢者を初め、多くの市民の方が使っている公共交通の柱でございますので、路線の維持、継続について努力していただきたいということで、お願いをするというふうな要望を2月5日に出しております。

○川上委員

それは本社社長宛てですか。

○市民協働部長

すみません。西鉄本社と西鉄バス筑豊株式会社代表取締役社長宛てにも同様の要望書を出しております。

○川上委員

その要望書を資料要求したいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○地域振興課長

経済部のほうに確認させていただきまして、ちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副市長

資料として提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 12:58

委員会を再開いたします。要求のありました資料は、サイドボックスにアップしておりますので、ご確認ください。

○地域振興課長

ただいま提出させていただきました資料につきまして、補足説明させていただきます。令和2年2月5日付で西日本鉄道株式会社代表取締役社長並びに西鉄バス筑豊株式会社代表取締役社長宛てに、それぞれ要望書を出させていただいております。要望につきましては、記の下のほうに4つございまして、1. 路線廃止ではなく、減便や路線変更等の地域住民の影響を最小限にとどめるよう、再考を求める。2. 公共交通事業者の責務にもとづき、貴社グループ間の連携等による公共交通事業の確保について、より一層の努力を求める。3. 乗務員の確保及び補充について、より一層の努力を求める。4. 本市の地域公共交通事業の中長期的な安定運営のため、情報の共有、事業計画立案等の協議を行う検討会議等の設置について協力を求める。という4点でございます。以上補足を終わります。

○川上委員

4点ですね。1点目は、路線廃止は困りますと。路線廃止反対ということですかね。

○地域振興課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

2点目は、通知をしてきたのは西鉄バス筑豊株式会社だけれども、公共交通事業者の責務があるであろうということで、グループ全体の連帯責任で責任とってくれと。事業の確保を一層努力するようにと。だから筑豊株式会社が、個別で苦しいことはわかる。西鉄全体として、グループ全体で責任を負ってくれということですかね。

○地域振興課長

そのとおりでございます。

○川上委員

3はわかります。乗務員の確保について一層努力するようにと。それで4点目ですね。中長期的な安定運営のため、情報の共有、これはわかります。事業計画立案等の協議を行う検討会議等の設置についてと書いてあるんですけど、これは何のことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:01

再開 13:01

委員会を再開いたします。

○地域振興課長

本市の計画策定等を行う上で、そういうふうな情報共有、交換とかを行っていただくというふうなことで、このような内容になっているものでございます。

○川上委員

検討会議等の設置と書いているでしょう。協議の。これは、西鉄との間だけの協議の検討会議なのか、それとも全体的な検討会議、つまり諮問機関あるいは附属機関を新たにつくることを想定しているわけですか。

○地域振興課長

いや、そこまではちょっと及ばないというふうに考えております。

○川上委員

ということは、これは説明してくれますか。私がこうですか、こうですかと言うのもいいけど。飯塚市と西鉄の間の情報の共有のため、あるいは事業計画立案等の審議を行うという、事業計画とは何のことですか。

○市民協働部長

これにつきましては、この計画というのは、市の交通関係の事業計画全般ということ、そういう中で、当然今後の西鉄さんの考えとか、本市の考えとか、そういうものを情報共有しながら一緒に考えていくということで、申しわけございませんが検討会議はどのレベルなのかというところまでは、私もわかりませんが、そういう今後、一緒に地域の公共交通のために検討してまいります。そのための協力を求めますというような理解をいたしているところでは。

○川上委員

これは法律上は、どういう行為になるんですか。道路運送法とか、いろいろありますけど、その枠の中のことですか。

○地域振興課長

特に法律上のものはございませんので、任意ということになります。

○川上委員

私は感想を述べて、この資料から離れようと思いますけど、1番で路線廃止ではなくということで反対しているのは、大事なことだと思いますけれど、続くところを見ると、減便やむなしというふうに読めるところがあるので、これは、どうかなというふうに思うんですね。4番もちょっと気になります。そこで、全体としては先ほど答弁いただいた4区間にかかわる地域住民の皆さんの声を反映した内容がこういった形で出ているのかなというふうにも思いますけど、同時に12月24日に地域公共交通協議会及び同交通会議が行われて意見が随分出ていますよね。その内容も含んだ形になっておるのかという気がするんだけど、これについてはちょっと答弁ができますか。

○地域振興課長

その内容は、含んでおります。

○川上委員

12月24日の折には、減便やむなしというニュアンスは読み取れないんですよ。委員の方の中身からは。だから、12月24日から2月5日までの間に、違う意見を聞いたのか、お尋ねします。

○市民協働部長

公共交通協議会につきましては、地域住民の代表の方とともに、交通事業者の方も協議会のほうには参画していただいております。当然、地域のほうから、今回の4路線の廃止について

は反対ですというようなご意見もいただいた。一方では、交通事業者のほうからの状況説明というのものも話が出ております。そういう話も含めたところで、市のほうとしてこういうふうな形での要望書ということになったということでございます。

○川上委員

この12月24日の協議会及び交通会議で飯塚市自治会連合会として意見を西鉄並びに行政に出したいというふうになってはいますが、国、県というのもあるでしょうけれど、飯塚市には、この意見書あるいは要望は届いているんでしょうか。

○まちづくり推進課長

飯塚市自治会連合会会長から飯塚市宛てに乗り合いバス路線の一部区間廃止反対についての要望が提出されております。

○川上委員

その要望項目のところ、要望書ですかね、意見書ですか。それを表題と要望の要点のところはちょっと読んでいただけますか。

○まちづくり推進課長

1点目は、要望でございます。それから先ほど来、お話があつていますように、まずこの西鉄の乗り合いバス路線の一部区間の廃止については、反対をしていただきたいという形の部分が1点。また加えまして、地域住民の切なる陳情をかんしゃくいただきまして、この路線の維持と継続について強力なご支援、さらには市内全域の公共交通網の整備を強く要望するという形になっております。

○川上委員

それはいつ付けになっていきますか。

○まちづくり推進課長

令和2年1月23日でございます。

○川上委員

12月24日に久家部長が会長でしょう、交通協議会と交通会議。そのもとで執行部、担当課が事務局を務めた会議で、廃止反対と維持を求めるという声があつて、そして1月23日に自治会連合会から廃止反対、維持を求めるという要望書が出されて、2月5日に飯塚市が西鉄に対して、廃止反対はいいですよ。減便を認めるというのを、なぜ付け加えるのかというのをお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:10

再 開 13:18

委員会を再開いたします。

○地域振興課長

ここでの内容につきましては、西鉄との協議の中で、いわゆる全面的な廃止というふうなことでもうゼロか100かというふうな選択の中で、せめて路線維持というふうなことで現実的な選択をするために、減便であっても路線維持を認めたいという現実的なこの話の中での要望としたというふうなことでございます。

○川上委員

副市長、減便というのは、生活者、利用者からすれば、例えば1日4便あったとするでしょう。1便にも乗る、2便にも乗る、3便にも乗る、4便にも乗るとかいう人はおらんわけですよ。自分が乗ろうとしているものが減便になったら廃止と同じなんです。2便に都合がよいという場合もあるかもしれないけど。でもこの減便というのは、廃止のことなんです、実は。利用者の感覚から言えば。それで、さっき聞いたのは、そういう答弁があつたような意味じゃな

くて、日付的には10月4日があり、10月17日があり、そして協働環境委員会11月12日があり、そして12月24日があり、1月23日に廃止反対、維持の要望書が出されて、そして2月5日に飯塚市が廃止反対、減便やむなしというのを自分のほうから要望してしまったんですね。住民と一緒に交通協議会及び交通会議、市の部長が議長をしているところで路線廃止反対という声が、しっかりした意見が出ていますよ。そして追いかけて要望書が廃止反対、路線維持できているのに、なぜ飯塚市が路線反対、減便やむなしという、いわば余計なものを付けて、利用者からすれば自分の乗る便が廃止してもやむを得ないという言い方を、なぜ飯塚市長がするのかというところを聞いているわけです。少数の利用者よりも、西鉄バスのほうにすり寄るといふ姿が見えるような気がするんだけれど。西鉄の横暴に、飯塚市長がすり寄り、あるいはひざまずくという形になっていないですか。

○市民協働部長

先ほどもご説明しましたけれど、公共交通協議会の委員というのは当然利用者、それから運行事業者、そして行政、そういったもので構成される協議会でございまして、その中ではもう当然、地域の方からは、今、質問委員が言われるような形での反対がございました。一方では、交通事業者のほうから、かなりこの地域で今、公共交通を全て維持していくというのは厳しいというようなご意見も出されました。もちろんそういう意見も含めて、総合的に市のほうとして判断して、この要望書というものは作成したということでございます。その中では、当然、路線廃止ではなくて、減便とか路線変更等はあるかもしれないけれども、地域住民の影響を最小限にとどめるように再考してほしいというようなことを考えて、この要望書は出したということでございます。

○川上委員

だからそれがおかしいんじゃないかという、住民の声との関係では、要望書が1月23日に出ているんですよ、維持してくれと。そしたら市長は受け取って、減便やむなしという要望書を出しているわけですから。要望書でしょう、これは。そして今までは法律の枠の中で、西鉄を含めて議論してきました。公共交通の法律、それから道路運送法の枠の中で話してきたのに、4点目で言えば、今度は西鉄と一対一で、今後のことを話し合いたいなことに読めるわけですよ、西鉄からすれば。そしたら、圧倒的な立場の優位性というのは西鉄にあって、だから12月24日の西鉄筑豊株式会社の社長が、いろいろる説明しているけど、それに対して飯塚市は2の立場で臨んだわけでしょう。グループ全体で考えてくださいよと。それなのに1番のそのこととか、4番のそのことが、どうしてそういうふうになったかという疑問があるわけですよ。それで、この間に12月28日以降が主なポイントになるかもしれないけれど、この要望書を出すに当たり、西鉄側と個別協議をしたことがないですか。

○市民協働部長

大変申しわけございません。西鉄のこの廃止の関係につきましては、私どもが所管部署ではございませんので、西鉄とのそういう具体的な協議をいつしたかということについては、申しわけございませんが、存じ上げておりません。

○川上委員

副市長は、わからないですか。西鉄と飯塚市がこの要望書を出すに当たり、下相談をしたか、していないか。

○副市長

大変申しわけありませんけれども、把握しておりません。

○川上委員

それは、その仕事は議会の仕事だということでしょうね。それで、先ほどの地域公共交通協議会及び同交通会議について、12月24日にあったと述べましたけれど、次は何月になりますか。

○地域振興課長

まだ日程確定ではございませんが、今月末から来月頭というふうなことで考えております。

○川上委員

12月の会議のときには、3月で決めると言っていますね。この決めるといっているのはどういうことなんでしょうか。

○地域振興課長

西鉄から提出されたものに対しての協議会としての意見を定めるというふうなことでございます。

○川上委員

それはどういう意味を持ちますか。つまり西鉄は運輸局に届け出を出すわけでしょう。そして運輸局は関係公共団体の長及び利害関係人の意見を聴取して届け出を受理するということなんでしょうけど。なっているけど、この飯塚市の公共交通協議会及び同会議の意思は、この流れの中で言うと、どれになるんでしょうか。利害関係人になるんですか、意思表示は。

○市民協働部長

協議会の意思表示というのは、当然協議会の中で協議した結果が最終的な意思、決めたことが意思表示ということになるかと思えます。

○川上委員

それは、西鉄の路線廃止の手続、道路運送法よね、この手続の流れの中で、かかわりがあるだろうと思うから聞いているわけですよ。どういっつかかわりを持つのでしょうか。

○地域振興課長

ここで決められたことを、県のバス対策協議会のほうに提出するというふうなことでございます。

○川上委員

ちょっとわかりにくい。福岡県バス対策協議会に提出する。それは何に基づいて提出するんですか。何か法律があるんでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:29

再 開 13:39

委員会を再開いたします。

○地域公共交通支援室長

先ほどの民間路線バスの廃止の手続に関するご質問につきましては、バス事業者のほうから路線の廃止とか休止の申し出があった場合に、福岡県バス対策協議会の定める運営要領というのがございまして、それに基づき、その下部組織の福岡県バス対策協議会ブロック別の地区協議会というように段階に議題が進められ、その後に関係市町村に関するバスの関係会議、地域公共交通会議等に意見を求められ、その結果をまた県のブロック別の地区協議会に報告し、また全体的な県のバス対策協議会のほうで報告するというような流れになっております。

○川上委員

道路運送法によって、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取する場面があるわけですよ。それで関係地方公共団体ですから、福岡県、私たちにとっては飯塚市ということになりますので、飯塚市は意見形成をして、3月の交通協議会ないし交通会議で決めたことを公共団体の意見として、市長名でとなるのかな、県に出すことはできるけど、今言った手続、国の手続との関係でいえば、直接、飯塚市長は、運輸局の用意するその場で、ものが言えるという重要な内容になると思うんですよ。その場で、現実的な対応とかいうことではなくて、今の段階で路線廃止反対、維持と、この廃止反対、現状維持、少なくとも、これが地域住民の要求と

して、総意として飯塚市自治会連合会名で出てきているわけですから、これより後退する、これを裏切るような内容と思われるような立場を飯塚市をとるべきではないのではないかと。ですから、こういう要望書を飯塚市側から西鉄に、その4項目の中に矛盾があると思うんだけど、出してはおるんだけど、3月の時には、やっぱり飯塚市が適切な情報も提供しながら、4区間のところでどういう議論があったかとかも適切に提供しながら、私としては交通協議会並びに交通会議が、路線廃止反対、維持と。現状維持ということで、少なくとも立場表明できるように期待をしたいと思っています。それから最後に、担当所管ではないというようなニュアンスでなかなか答弁が難しいようですけど、福岡県バス対策協議会については、前回も言ったと思いますけれど、県の附属機関、審議会等は原則公開、傍聴できるというふうに言っているのに、法人の情報、重要情報があるからという理由でしようけれど、むやみやたらと秘密会に議決する傾向が出ています。それ以前は議決もやらずに最初から傍聴を認めないという態度でしたからね。だから、飯塚市からも委員がおるわけです。出ているわけですから、飯塚市としてはそういう秘密主義、むやみやたらと秘密会の乱用はお断りと、オープンでいこうということを、主張していただきたいというふうに要望しておきたいと思っています。ちょっと一旦、これは質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

宮若市との共同コミュニティバスに関してなんですけれど、費用のほうは、いかほどになりますか。

○地域振興課長

本年の費用としましては、370万円程度ということでございます。

○江口委員

前回の閉会中の委員会、11月の開催のときに、公共交通の総事業費みたいなやつを出していただいたと思うんですね。ただ、あの部分は予約乗合タクシーとコミュニティバスとそれと循環バスがあったときはその循環バスが入っていたんだけど、買い物支援が入っていなかった。また今回の宮若の分も入っていなかったりすると思うんです。次回の委員会で資料を提出いただけたらと思うんですけど、年度が変わりますので、年度の利用状況を、そういった費用全体も含めて、お出しいただきたいと思っています。その点は、ご配慮ください。それと先日、福知山市のほうに行っていました。福知山市で、数点お話をお聞かせいただいたんですが、そのうちの2点が公共交通関連の話をお聞かせいただきました。一つは、成仁地区というところの福祉推進協議会、これは飯塚で言うと地区社協になるところだそうですね。やっているのが福祉有償運送、その制度を使って、地域の方々がドア・ツー・ドアで移動できるような仕組みをつくられています。これは先日、京丹後市のUberの話をしましたけれど、同じように自家用車を使った取り組みです。あともう一つは、同じく福知山市の旧三和町、三和地域協議会の取り組みで、こちらのほうは、公共交通空白地有償運送の仕組みを使っているんですね。このようにいろんな仕組みがあるんですが、その点についてまとめたような資料を提出いただきたいと思うのですが、資料のほうを提出いただけますか。

○地域振興課長

まとめた資料につきましては、提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休憩 13:48

再開 13:48

委員会を再開いたします。

○地域振興課長

ただいま提出いたしました資料につきまして、簡単に説明させていただきます。この資料につきましては、国土交通省の資料等を引用して作成したものでございまして、道路運送法に基づく運送事業の区分を記載したものでございます。運送事業は大きく2種類に区分されまして、旅客自動車運送事業は、いわゆる緑ナンバーの車両を用いた運送事業でございます。自家用自動車による有償の旅客運送は白ナンバーの車両を用いた運送でございます。旅客自動車運送事業の一般旅客自動車運送事業は、路線バスやコミュニティバスの乗り合い、観光バス等の貸し切り、タクシーの乗用に分類されます。本市のコミュニティバスは、この乗り合い事業の路線定期運行、予約乗合タクシーは同事業の区域運行に区分されます。次に、自家用自動車による有償の旅客運送につきましては、自家用有償旅客運送には市町村が実施する市町村運営有償運送、NPO法人等が実施する公共交通空白地有償運送や福祉有償運送がございます。市町村運営有償運送には、交通空白地域等を対象にする交通空白輸送、身体障がい者や要介護者を対象に個別輸送を行う市町村福祉輸送がございます。以上、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○江口委員

非常に簡単に説明があったわけなんですけど、こういったことに関して、公共交通会議の中で、こういった部分があるんだけど、飯塚市の部分はこれとこれをやっているんだと。ほかのところでは、こういった取り組みがあるといったような、そういった紹介をした上で議論をしたことはございますか。

○地域振興課長

それはございません。

○江口委員

やっぱり、その分をやらなくちゃいけないと思うんです。それは私ども、ここの場でも同じく思っておりますので、ぜひ次回で結構ですので、今、あの簡単に1枚のペーパーがあるわけですが、それぞれで、どういったところで、どんな取り組みをやっていて、それがおおよそ予算規模がどのぐらいで、どういった成果を上げているという、そういった資料をぜひ出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長

地域振興課とまちづくり推進課と調整しまして、そのような資料の取り組みに努めてまいりたいと考えます。

○江口委員

ぜひよろしく願いいたします。一部ちょっと、この三和地域協議会の話を少しだけご紹介させていただきます。この三和地域協議会、これは福知山市は1市3町で、平成18年1月に編入合併をやっている、旧三和町なんですね。三和町なんですけど、ここでの、今でいう飯塚というまち協がやっていると思っていただいたらいいかと思っております。このまち協、三和地域協議会が目指すものとしては、基礎的生活圏としての三和地域を守るとして、そしてまたコンセプトとしては、行政の下請けにはならない、住民要求の単なる取りまとめ機関にはならない。住民と行政と対等に協働する、地域政策にコミットする、地域の未来に責任を持つということコンセプトとして活動されています。その活動中の一つとして、公共交通の部分をやらせていただいているわけです。現実には、どこもそうできて、過疎対策、地域公共交通がやっぱり鍵となってきます。人口は簡単にふやせない、減り続けるわけです。生活を支える基盤、商店であったりとか、医療機関であったりとか金融機関等、経営が成り立たないと存続しないわけで

す。かと言って、直接の経営支援は困難である。そうすると、どうするか。お客をふやすしかないよね。地域内の消費を喚起するしかないよねと。消費をつくる。その一端として、地域の諸機能へのアクセスを確保するというのを念頭に、公共交通政策をつくられています。やっているのが、三和ひまわりライドという交通空白地有償運送の仕組みで、自家用車で地域の方々、登録制でやるんですけれど、運賃としては400円なんです。乗った方は400円をお支払いいただく。そのかわりドライバーは800円いただく。そのプラスアルファで800円いただくことで回しているということなんです。現実には、運転手が19人いて、専用車1台と持ち込み車17台、おおよそが自家用車でやっている。この地域協議会の特別会計で運営をされています。専任職員が1人、半日勤務と兼任が3人で、その方々で利用受け付けと配車とかを行っています。トータルとしては、令和元年度に関しては約250万円の補助を見込んでいる。補助を行政からいただく中でやるというふうな形です。これやるのに対して行政側としては、1千万円程度、予算としては削減できた。市バスの減便であるとか、土曜運行の廃止とか、そういったことで1千万円を生むから、こちらの方で250万円ちょうだいと。ある意味これは、行政から投げかけたというよりも、ここの旧三和町の方々が、自分たちが地域守るためにどうしようと。運賃補助とかやるんだけど、バスの運賃補助とかありますよね。乗ってねって言うんだけど、現実どうですか、乗りませんよねという話なんです。なのでじゃあもう自分たちでやろうということ始めたわけです。ある意味、こういった取り組みとかが地域にはやっぱり幾つもあるんだと思っています。そういうやつと比べながら、今後のデザインをしなくてはならない作業なんです。片一方で今、市民協働部、地域まちづくり推進条例を検討されていますよね。ある意味まるっと同じことを、実際のことをやっておられるんだと思うんです。そしてそういったことを考えようと思ったら、ちゃんとこんなことがあるんですよというメニューをしっかりと提示した中で、じゃあどうしましょうというお話をすることが大切だと思っていますし、片一方で、地域からの要望はやっぱり多種多様なものがあります。川上委員が言われるように多種多様なものがあるんだけど、かといって全てをやるわけにはいかないのも現実ですよ。もともと4千万円で10万人動いていたのが、だんだんだんだん費用が高くなってきて、今は1億円強を使って、動いておられる方が8万人弱ですよ。これがまた買い物ワゴンがふえるのもありがたいのはありがたいんですが、片一方で費用が膨らんでいるのも現実です。その中でやっぱり、地域の方々に対してどうやって支援していくのかに関しては、ある意味地域の方々が主役になる時代が来たのではないかと考えています。そういった部分に関しては、どのようにお考えなんでしょうか。

○市民協働部長

今言われましたように、利用者の置かれている状況、課題に基づく、多様なニーズ、移動ニーズというものに答えていくというのは、もちろん大切なことではございます。しかしながら、全てのニーズに応えるためには、先ほどまちづくり推進課長のほうが申しましたように、公助、共助、そして互助、自助、そういった多様な組み合わせをしながらやっていかないとなかなか厳しいものがあるだろうと考えております。飯塚市としては従前より言っていますように、今後、社会が大きく変わる中でも持続可能で、そして効率的で効果的な公共交通というものを構築していこうということを考えておりますので、今質問委員が言われますように、いろんな、多様な手段、そして多様な人たちによって一緒に考えてやっていくことが重要であろうというふうに思っております。

○江口委員

重要であれば、ぜひそれをしっかりとやっていただきたい。そこで1点危惧している部分がございます。今回資料で出していただいた分の中で、最後7ページに、年間予定表がございます。これは、あくまで行政が素案をつくって、現行の延長線上でやるのであれば、これで間に合うかもしれないんだけど、片一方で今言ったように、地域がさまざまな状況を把握した上

で、地域の皆さん方にどうしますという投げかけをしてやるには、このスケジュールは厳しいかもしれないと思っています。ぜひその点についても、本当にどうするのか。今のままでやるよというのも一つかもしれませんが、言われるように重要だよねと言われるのであれば、そういったことも含めて、じゃあ本当に渡すのかどうしようかということ、地域の方々も含めて協議していただいて、スケジュールをもう一遍検討していただきたいとお願いをしたいと思いますが、どうでしょう。検討はしていただけますか。

○地域振興課長

検討はさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

それで、素案づくりに市民の声を、参加をと。途中には、これまでの前進面もあれば、今回の西鉄の路線廃止の問題とかもいろいろ生じていると。この中でやっぱり打開できるのは、市民と市が協働してこそ打開と思うんですよね。だからさっきくどいけれども、自治会連合会の要望の内容よりも後退した内容というのはいただけないというふうに思います。それで私が今からお尋ねしたいのは、街なか循環線の件です。これは、今改めて運行表を見てみると、イオン穂波店、徳前、街なか子育て広場前、飯塚病院前、サン・アビリティーズいづか、新飯塚駅東口、飯塚市役所、片島一丁目、吉原町、明治町、街なか子育て広場前、コスモスコモン、徳前、イオン穂波店ということで、右回りで一周し、その次は左回りで一周し、これを2回するわけですよ。これで4便。これは見ただけで便利だなと思うわけですけど、実際に好評だったわけですね。その声は前回お伝えしました。それで、これが西鉄の路線と競合したり、タクシーの関係もあるでしょうけれど、そういう経過の中で廃止になってきたのかなというふうには思うんですけれど、この際、この街なか循環バスを復活させていくと。充実させながら復活させていくということを含めて、素案づくりに臨んでいただきたいというふうに思うんですけれど、理由は前回述べていますので、どうかご意見というか、答弁を求めたいと思います。

○地域公共交通支援室長

今後のコミュニティ交通の運行体系について、来年度、検討させていただくというような話をしております。その中で、現在のコミュニティ交通につきましては、いわゆる中心市街地のほうを予約乗合タクシーの運行をしてない状況があったりということで、今、質問者がおっしゃられるような街なか循環バスというようなお話もあったらというふうに考えておりますけれども、そういった現在運行してない地域、コミュニティ交通が運行してない地域について、どういうふうなこと、どういうような手だてができるか、そういったことを検討するようなこともしていく必要があるとは感じております。

○川上委員

ぜひお願いしたいと思います。私は飯塚市のどこに住んでいても、安心して住み続けられるまちづくりということですが、一方で飯塚市は、中心拠点のまちづくりを考えているという面があって、かみ合わないところがあります。しかし、実はその中心市街地の中で、安心して住み続けにくいと。交通が確保できないということで悩んでいる高齢の方がたくさんおられます。ぜひ、そこにも光を当てて、素案の中に入れていただきたいというふうに重ねて要望して、公共交通関係の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「健康づくりについて」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

健康づくり関連事業についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。1. 運動指導等実施状況について、ご説明いたします。(1)の運動指導事業をごらんください。交流センター等を利用し、健康づくりへの意識づけ、個々の生活習慣に応じた運動の推進を行っております。表中の4番目のロコモ予防講習会、これは11月に鯉田、飯塚東、鎮西の交流センターで開催し、12月末現在で4回開催いたしております。次に、(2)運動啓発事業をお願いいたします。運動啓発事業では、運動習慣づくりのきっかけとなることを目指し、事業を進めております。表中の2番目の脚筋力測定及び運動指導は12月末現在では、医療保険課とタイアップいたしまして、特定健診の結果説明会の際に、各会場で24回実施をいたしたところでございます。

資料の2ページをお願いいたします。本市の健康相談事業等実施状況についてでございます。

(1)健康相談事業をお願いいたします。街なか健康相談や、イオン健康相談、JAのイベント時に健康相談を行っております。前回の閉会中の委員会で報告いたしました10月8日のイオン穂波ショッピングセンターで実施いたしましたフレイル予防啓発イベント、介護予防してみんしゃい内で健康度測定を開催いたしまして、281名の方に、11月16、17日に開催いたしましたJAふれあいまつりにおいて健康測定と相談ブースを設置いたしまして、504名の方に健康指導を行っております。次の健康教育事業をお願いいたします。12月末で健幸プラザでの生活習慣病予防教室2クールを終了いたしまして延べ77人の参加、働き盛り世代の健幸出前講座、これは近畿大学附属福岡高校やケアマネージャーの皆様たちの協議会へ出向き、5事業所99人の参加となっております。次の健康啓発事業でございます。商店街の百縁市での健康相談や飯塚病院のふれあい市民講座、また自治会において健康測定、相談事業を実施いたしております。またコミュニティセンターでのコスモス大学や、颯田交流センターでのふれあい大学等において運動指導を行い、12月末で16回開催をいたしまして、610名の参加となっております。次に、食育事業をお願いいたします。飯塚市食生活改善推進委員の皆さんとともに、健全な食生活の推進のため、健幸レストランを開催いたしまして、500円のワンコインヘルシーランチを提供いたしております。12月末で9回開催いたしまして、846人の参加となっております。次に、健康ポイント事業をお願いいたします。12月末で令和元年のポイント事業は終了いたしております。903人の応募がっております。この方たちには、3月中旬ごろにインセンティブであります商品券を発送する予定でございます。令和2年のポイント事業は既に開始いたしております。ここまで健康づくりに関する当課所管事業の実施状況について、報告をさせていただきましたが、いずれの事業も、当初計画どおり進捗いたしているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページから4ページにかけては、本市が健康プラザほか5カ所設置しておりますトレーニング室の利用状況を記載いたしております。身近な施設を有効に活用していただき、体力づくり、健康づくりの支援を行っております。以上で簡単でございますが、健康づくりについての説明を終わります。

○医療保険課長

私のほうからは、微量アルブミン尿検査というところで、糖尿病の重症化予防に関する取り組みについて、ご説明申し上げます。「微量アルブミン尿検査について」とあります資料の説明をさせていただきます。飯塚市と嘉麻市、桂川町の地域からなります飯塚医療圏の特定健診受診率につきましては、国保の数字ですけれども、県平均と比較しますと高くはなっておりますけれども、その一方で、表1にありますとおり検診結果におきましては、糖尿病などの生活習慣病の割合が県平均より高くなっております。この表は国保の被保険者の数字でございます。

そのような背景もございまして、本年度から飯塚医師会と行政が連携いたしまして、糖尿病性腎症の発症及び重症化の予防を推進するために、特定健診の2次検診といたしまして、微量アルブミン尿検査を導入しております。この尿検査は、重症早期に尿中に漏れ出す微量なアルブミンというたんぱく質の量を測定いたしまして、その量によって腎臓の状態を評価するというもので、糖尿病性腎症を早期に発見できると言われていたものです。この取り組みにつきましては、平成30年度に設置いたしました飯塚医師会、行政関係者等からなります糖尿病重症化予防推進協議会で調査検討してきたものでございまして、この取り組みに関しましては、医療圏全体として企画段階から共同で実施している例につきましては、県内ではほかにはないものです。この検査によりまして、糖尿病性腎症の早期発見、早期治療などに結びつけることができれば、末期腎不全への進展などを抑制することができ、また、早期から厳格な治療を行うことにより、7割の症例は正常尿に改善すると言われております。非常に重要な検査であると捉えております。実施方法になります。特定健診結果に基づきまして、検査の対象者を選定いたします。特定健診実施機関において、結果説明時にアルブミン尿検査を実施いたします。その後、検査の結果を説明、本人の状態によりかかりつけ医での診療、糖尿病または腎臓病専門医への紹介などの対応をするという流れになります。この取り組みにつきましては、地域の検診医、かかりつけ医、専門医、行政の保健師、管理栄養士の連携により重症化を予防することで、新規の透析患者数を減少させることを目的としております。2ページ目をお願いいたします。2ページ目に、本年度の実施状況を1月24日現在でございまして、掲載をいたしております。特定健診受診者で占める検査対象者の割合は、表に出現率として示しておりますが、約11%となっております。このうち実際に検査を行った方が72.3%となっております。集団検診につきましては、対象者の90%以上を2次検診に結びつけることができているわけですが、個別健診では70%を下回っている状況です。この理由につきましては、詳細な分析のほうできておりませんが、この取り組みは始まったばかりということもありまして、現状では、医療機関や受診者の皆様に、この取り組みの意義をご理解いただけるような周知活動が重要なのではないかと考えております。次の表です。健診結果内訳につきましては、尿検査を受けていただいた方の結果を示しております。2次検診を受診された方の傾向といたしましては、8割弱の方が正常となっている一方で、赤で囲んでおりますが、微量アルブミン尿の方が2割強となっております。この区分の方が、先ほど申しましたとおり、早期の介入によって症状を改善することが可能と言われております。この区分の方につきましては、その状態に応じまして、かかりつけ医への受診勧奨や専門医の紹介、保健指導、栄養指導などを行っていくこととしております。この取り組みにつきましては、本年度の実施状況を踏まえまして、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

説明があったものではないんですが、それこそ昨今ニュースになっております新型コロナウイルスの対応については、どのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

昨年12月に中国武漢を中心として、新型コロナウイルスの感染症が発生をいたしております。その後、国内では1月15日に最初の国内発症例が見つかっております。その後、発症状況、患者がふえている状況をみまして、本市におきましては1月29日に警戒室を設置いたしました。そして1月30日、翌日でございまして、新型コロナウイルス感染症警戒対策会議ということで、市民協働部長を室長といたしまして、関係課が集まりまして、情報の共有、それと今後の対応等々協議いたしているところでございまして、またその中で、マスクであった

りとか、消毒薬の備蓄状況の確認もあわせて行っているところでございます。

○江口委員

それこそ、最近、ニュースを見てもワイドショーを見ても、ずらっとトップニュースで流れるわけですよ。皆さんが大変心配しておられるんだと思うんです。その中で、きちんと対策会議やられているのはありがたいんですが、その対策会議がやってどうなっているという分は、ぜひそれをお知らせしてもらわないと始まらないわけなんです。そこでの指針等々について、もし資料がございましたら出していただけましたらと思うのですが。それか、もしくは例えばここ見てくれとかいうのがあれば、ご案内していただく形でもいいんですが、どうなっているか。またあわせて広報、知らせる部分、決まったことをお知らせする部分をどうされているのか、お聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

今、警戒室を立ち上げたところで、それぞれの今後の新型コロナウイルスの発症状況を注視しているというのが状況でございます、そこで特別こういう対応をするという対応が定まっているわけではございませんので、その指針等々というのはちょっとないというのが今の状況でございます。市民への情報発信という点につきましては、ホームページまたはSNSを通じまして、この新型コロナウイルス感染症においては、マスク、それと手洗い、それとうがいというのが有効というのが言われておりますので、その辺、注意しましょうということをお知らせしているのが今の状況でございます。

○江口委員

マスクを着用したくても売っておらずという現状もありながら、そういった部分もあるかと思うんですが、片一方でやはり気をつけなくてはならないのは、それが人にうつる、もうヒトヒト感染が現実のものとなった今では、それをどうやって防いでいくかにかかっているかと思えます。その中で、気になるニュースがあったんです。昨日のニュースなんですが、新型コロナウイルスへの感染の可能性があると、京都市の医療機関が市に患者の検体検査を依頼したところ、国が定める対象ではないとして検査を断られるケースが出ているというのがあったんです。果たして、これは本当なんだろうかどうかどうだろうかと思ったりはするんですが、そういったことについて、何かお聞きしておられることがあれば、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょう。

○健幸・スポーツ課長

今、委員のおっしゃられた状況というのはちょっと確認はできておりません。ただし検体をするに当たっては、数であったりというのが不足しているという状況は確認をいたしております。そのため、保健所とのこれまでのやりとりの中でもありますけれども、すぐ病院に行ってください、そこで検査をしてくださいというような話はしないでくださいということはお聞かしております。まず、私ども飯塚市のほうにそういう問い合わせ、検査をしたいということがあれば、保健所のほうにお知らせをする。保健所のほうにお知らせをしまして、そちらのほうから、そういう検査ができる体制の病院、そちらのほうに行ってもらおうというようなことが、今保健所と私どものほうとでの話となっている状況でございますので、どこでも検査ができるということではないというのが、今のこの状況というのは確認をいたしております。

○江口委員

そのニュースで何がひっかかったかということ、結局その医療機関が怪しいよねと思って血液か何か取ったんでしょ。それはあるのに検査してくれなかった。その人に対してどうしようというのを、やっぱりどう対応するのかというやつも医療機関のほうも戸惑うはずだと思うんです。怪しいと思って来られた患者さんがやったんだけど、採血したけれど、保健所に連絡したらやってくれないという。どうすんだとなると思うんです。そういったときのために、事前にどういった対応するのかは確認していたほうが良いと思うんです。国の基準では、この時点

では、このニュースの時点で書いてあったのは、国基準では、武漢のほうの方に関しては、検査の対象ではあるんだけど、それ以外については検査対象ではないのということ、外されていると思うんですね。厚生労働省は、発熱やせきなどの症状があり、湖北省に渡航歴があるか、症状のある湖北省に滞在した人と濃厚接触をした人などとし、という形で全国の自治体に通知していますという形なんですね。だけれども、もうヒトヒト感染が現実になっている今では、そういった方々であっても検査対象とするのは望ましいと思いますし、そういった方が来られたときに、きちんとして説明できるように医療機関に聞かれて、あたふたしないように、先もって、今こんな感じなんですというやつを医療機関に伝えられるほうが望ましいんだと思うんです。医療機関の方々も安心できると思いますし、飯塚市としてもこうやってやっていると。やっぱり、そういった部分に関しては検査対象とすべきだということ、市からも声を上げていただきたいと思います。あともう一つは、さっき保健所のほうに連絡をしてという話があったでしょう。確かにホームページのほうにはこのように載っているんです。市のホームページね。新型コロナウイルス感染症かなと思ったらというような形で項目が立ててあって、武漢市から帰国、入国される方におかれましては、せきや発熱等の症状がある場合や解熱剤などの薬剤を使用している場合には、検疫所で必ず申し出てください。また国内で症状があらわれた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上、速やかに医療機関を受診していただきますようご協力をお願いします。なお受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してくださいとなっているんです。でも、これはその地域限定の話ですよ。なおかつ、これは確かに、まず地域限定であること。地域限定でなくても、ヒトヒト感染するので、そういった方々は、ちゃんとそれなりの対応をしてくださいという表記に変えるべきだと思うのが1点。もう一点は、さっき保健所に連絡してという話をされましたよね。確かに、これ、あらかじめ医療機関に連絡の上、速やかに医療機関を受診していただきますようにと書いてあるんですよ。でも書いてあるんだけど、連絡しなくちゃいけないなと思うかどうか。いや、さっさと医療機関をとっている方がいっぱいいるんだと思うんです。行ってしまったら、そこでヒトヒト感染が起きてしまうので、そこに関しては、必ず行く前にちゃんと連絡をしてください。ないし医療機関のほうには、来られた方に関して、新型インフルエンザのときも話がありましたよね。入り口を別にしておきましたけど、そういったことも含めて、じゃあどうやって対応するのか、それがわかるように、一番上に医療機関に行く前に必ず連絡をして、ないしここここに行って、であるとか、そういった部分を載せていただきたい、そういった対応していただきたいと、まずお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

けさの報道では、560人が既に亡くなっていると。厚生労働省の昨日正午の段階では、まだそれより数字的には小さい状況なんですけれど。田川市が庁内連絡対策会議を2月4日発足させて、当面3つのことを決めたという報道がきのうありましたね。1つは防災無線で予防を訴える。2つ目は保健所と内容を協議した上で回覧版で周知すると。今後の対応策について、3番目に、10日までにまとめると。2月14日に、第2回会議をするということなんですけれど、その際に、根底に据えらるるとされておるのが、新型インフルエンザ等対策行動計画を参考にすることになっていきますね。それで本市の場合、先ほど江口委員の質問に対して、11月29日に警戒室をつくった。1月30日に警戒対策会議をつくったと。責任者が市民協働部長、久家さんということなんですけれど、それで現状どう見ているかということもあるんですけど、今後どういう仕事をしようと思っているのか、ちょっとお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

現状で申しますと、まずちょっと状況把握。国内での感染は広がっている状況ではございま

すけども、ちょっと県内での発症状況はまだないというのがまず1点でございます。それぞれのフェーズに応じて、体制が変わっていかうと思っておりますので、現状は、次のフェーズに向かつての準備をしておくことが今、飯塚市警戒室においては必要なことと考えておりますので、最悪の事態というか、悪くなっていくことに対応するために今何をするかということは今考えております。その一つといたしまして、先ほどちょっとなかなか市場の中で、マスクがないということがございますけども、マスクであったり消毒薬、こういったものの確保がどれほどできるか。それと、あわせまして、関係機関へとの連絡を密にする、どういう場合であれば、どういうふうな連絡体制をとるといふことの構築を今行っているところでございます。

○川上委員

もう考えるときは終わっているんじゃないかと思うんですね。それで、県内まだ感染者の例がないということだけけれど、もうきょうの夕方、飯塚市から最初の感染者がわかったとかいうことにもなりかねない局面じゃないかと思うんですよ。それで私は、この際、新型インフルエンザ等対策行動計画を改めて、市としてはもう一度、緊急にこれがどういうものであったのかを下敷きにして、仮に飯塚市から感染者が出た場合、直ちに行動の準備をしないといけないわけですから、それをもう決めないといけないんじゃないかなと。特に市役所の職員は仕事柄もちろんですけど、医療機関の従事者、それから消防職員などについて、きちんとした、学校もですけど、インフルエンザ、新型インフルエンザの対応の流れに沿って、手を打っていく必要があるというふうに思います。それで、このことについてはどうですか。新型インフルエンザ等対策行動計画を参考にして、行動計画を準備するということについては。

○健幸・スポーツ課長

現状におきまして、平成26年に飯塚市新型インフルエンザ等対策行動計画を定めております。現実ではちょっと法律の定義で言えば、今回の新型コロナウイルス感染症というのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法と合致するものではないんですけれども、こういう感染症につきましては、今、対策行動計画というのは、この新型インフルエンザ等対策行動計画しかございませんので、これを準用する形で、その対策については講じていきたいと考えております。

○川上委員

ぜひそうする必要があると思います。それから、当面の問題で、田川市がとった措置ですね。これは早急に手を打ったほうがいいんじゃないかなと。防災無線放送がどのくらい聞こえるかというのがありますし、途切れ途切れに聞こえると不安を助長するだけということになりかねないけれども、飯塚市が発信することが大事じゃないかなと。音声にしる、文書にしる、というふうに思います。それから、先ほどのマスクと消毒薬のことなんですけど、マスクはなかなか厳しいみたいですよ。それで、飯塚市のマスクの備蓄というのはどういう状況なんでしょう。

○健幸・スポーツ課長

マスクにつきましては、これまで以前、寄附等をいただいた部分がございまして、約4万枚の在庫がございます。

○川上委員

それを、一定の基準がいるでしょうけれども、おさまるまで最後まで4万枚を温存していましたというわけにいかないの、必要な方で、ぜひという場合があるじゃないですか。もともと新型コロナでなくても、きょう言っていたでしょう、ベーチェット病とかね、普段からマスクをしていないと健康維持できない方、それから新型コロナの不安を持って新たに常時つけたいという人、いろいろいると思うけど、もともと疾患がある方、健康に不安がある方がマスクがないということになったら、ハンカチで簡易マスクをつくったらどうですかとか、いろいろ流れていますけれど、そういう意味で、今4万枚と言われましたね。これは市が提供して活用

できるようになりませんか。

○健幸・スポーツ課長

現在、いろんな業務の中でマスクを必要とする職員につきましては、このマスクを使ってもらうように説明をいたしております。また関係機関、昨日でございますけれども、消防本部のほうからマスクがないというので、飯塚市のほうはどうでしょうという問い合わせがありましたので、消防本部のほうにある程度の数をちょっと今お渡したというような状況でございます。当然、関係機関、今、市場の中ではマスクが不足いたしております。なかなか新たに購入するということができない状況の中で、飯塚市においては以前からの分が、ちょっと現状においてはちょっと数があるという状況でございますので、その辺については使っていただいて構わないと思っておりますので、その辺は連携をとりながら行っていきたいと思っております。

○川上委員

わかりました。そういう関係機関のほうからの要望には、できるだけ応えたいということですね。個人で、先ほど言ったような場合は、市役所に相談したら対応してもらえますか。

○健幸・スポーツ課長

現状において、個人の申し出においては想定をいたしておりません。4万枚ございますけれども、市民の方にどうぞということになった場合に、もう一気になくなることが予想ができませんし、それまでの混乱というのも生じるおそれがありますので、現状においてはそういう措置については想定をいたしていないというのが状況でございます。

○川上委員

それで基準を設けて、難病指定の方で必要な方とか、障がいのある方とか、それから年齢によるものもあるかもしれませんね。小さいお子さんとか、高齢の方とか、一定の基準を設けて、個人に対しても提供していくということを、急ぎ検討する必要があるんじゃないでしょうか。消毒薬はどうですか。備蓄状況。

○健幸・スポーツ課長

消毒薬については、ほとんど飯塚市としては在庫を持っていないというのが今の状況でございます。それぞれ個別の施設において、数ケース持っているという施設はございますけれども、まとまった数という形での在庫はございません。それを受けまして、今、市内業者の方、薬局であったりとか、薬剤関係のところに状況確認、それと入手がどれぐらいできますかというようなものを確認いたしているところでございます。

○川上委員

消毒薬はどういう状態で備蓄しているんですか。シュッと押したら出てくるやつとか、いろいろありますけど。

○健幸・スポーツ課長

よく施設の玄関のところに行ったら、押さえてシュッと手を洗うものがございますけれども、そういう容器とワンセットのもの。それと容器の中身、中身の分が詰め替え用になっているものがございますので、中身分5リットルとかいう形のものがございます。それを少量持っているという状況でございます。

○川上委員

新型インフルエンザの今紹介した行動計画中に、新型インフルエンザが蔓延したときの留意事項として、基本的な人を大事にすることというのが、書いてありますね。この辺についても、市としては注意をしておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:38

再 開 14:48

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

次は、健幸づくり計画について、お尋ねしたいと思います。第4章に健康増進計画があり、その第4節に休養・こころの健康管理があります。57ページなんですけど、この中では、特に相談体制の充実、専門機関との連携、ゲートキーパーの養成講座の実施、養成と、地域のネットワークづくりということがうたわれております。前回、11月の委員会の折には、細かい数字も含めて、状況把握して計画をつくる段階ですというような趣旨の答弁だったと思います。それで、相談体制の充実については、どういう状況かお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

相談体制の充実でございますけれども、いろんな困りごと・相談に限らずですけれども、いろんな相談窓口がございます。そういった方は当然困ったことがあって、そこに行かれるわけですけれども、ゲートキーパー養成ということで、そういった方、困った方への対応として、自殺の可能性があるということも一つ視野に入れていただいて、いろんな相談を受ける。そして、その中で特に困られている、自殺の可能性があるという方につきましては、その専門の窓口のほうに、また案内をするというような体制を充実させていこうというものでございます。

○川上委員

それで、相談体制は市としてはどういうふうに今構築してきているのか。どう充実させてきているのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

この休養・こころの健康管理ということに限らずですけれども、まず、飯塚市健康づくり・食育推進協議会というものがございます。この中にはいろんな関係団体が入っているわけですので、そういった形の連携をより密にしていきたいということが、今の考えているところでございます。

○川上委員

例えば、この方が心配だという場合、あるいは自分もつらいという場合、どこに電話をかけたらいいですか。

○健幸・スポーツ課長

相談窓口といたしまして、まず一つは福岡自殺予防ホットラインという電話が365日、24時間体制でございます。ここは自殺対策、自殺予防という点については、常時開設いたしているところでございます。その前の段階であれば、飯塚市の体制といたしましては保健センターのほうに連絡をいただくということを考えております。

○川上委員

飯塚市としては保健センターと考えているというのは、どういうことですか。まだ開設をしていないということですか。

○健幸・スポーツ課長

自殺に特化したような形での専用の窓口ということでは、今ございません。いろんな困り事、健康に関することを中心といたしておりますけれども、その困りごとというところで今、保健センターという窓口を設置しているというのが今の状況でございます。

○川上委員

この方がちょっと心配だと。自分も心配だというときに、自殺のことですよ、そのときに、飯塚市保健センターに電話かけようということになるんですかね。

○健幸・スポーツ課長

いろんなケースがあるかとは思いますが、その方、例えばでございますけれども、民生委員さんであったりとか、福祉委員さんであったりとかそういう公的な体制の中で、そういう困ってい

る方を見つけたという場合もございましょうし、近所の中で、近隣コミュニティの中で、ちょっとの方が心配ということもあるのかと思います。その後者の例であれば、まず保健センターのほうに連絡していただければと思っております。前者の公的な分であれば、その中での相談体制ということができております。そして特に自殺になったときの問題が、大きく可能性として出てきた場合には、先ほども紹介いたしました福岡自殺予防ホットラインとか、そういったことを活用していただくことが今の体制かと思っております。

○川上委員

保健センターの電話番号とかいうのは、自殺防止SOSとかいう感じで、その電話番号が周知されているんですか。

○健幸・スポーツ課長

現状いたしておりません、できておりません。

○川上委員

そしたら、特化しているわけじゃないけど保健センターが相談を受けていますと。自殺にかかわる相談というのは、例えばこの1年ぐらいでどのくらいあるか、わかりますか。

○健幸・スポーツ課長

感じ方というか、そういうところもあるかと思えますけれども、死にたいというような、実際に電話の声として、死にたいというような発言のケースというのは、数例ございました。

○川上委員

専門機関との連携ということかというと、先ほど協議会の名前が出ましたけれど、日常的に自殺ということで連携する相手はどこですか。

○健幸・スポーツ課長

そういう意味では、県の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、いわゆる保健所でございますけれども、そちらのほうと連携をとっているところでございます。

○川上委員

ほかにはないですか。

○健幸・スポーツ課長

その件数にもよるとは思うので、相談の内容というところがございますけれども、自殺というところでいったときの一番の市と連絡をとるところというのが、先ほど申しました嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所でございます。それと、そこに、心の問題と申しますか、そういうところであれば福岡県精神保健福祉センター、こちらのほうにも心の健康相談電話というのがありますので、そちらのほうとも連携をさせていただいているところでございます。

○川上委員

その連携という場合、3つということですね。飯塚市以外は2つか。それで、その連携というのは個別案件が生じたときには当然、連携をとるでしょうけれど、定期的な連携環境はあるんでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、こちらのほうとは自殺ということに限らず、いろんな面で我々の保健センターの業務というのが関連がございますので、その辺は、よく協議をする場というのがございます。

○川上委員

というのは、定期的なものはないということですか。

○健幸・スポーツ課長

自殺ということでの会議という、自殺をテーマとした会議の場というのは、その2者であるわけではございません。

○川上委員

それから、ゲートキーパーなんですけれど、これは、民生委員さん、児童福祉委員さんが自動的にゲートキーパーとみなすわけじゃないわけでしょう。ゲートキーパーという能力を持つ、技術を持つ人を何か認定をするわけですか。

○健幸・スポーツ課長

専門の講師の方をお招きいたしまして、講習を受けていただく。ゲートキーパーの養成講習を受けていただいて、受けられた方がゲートキーパーとして、そういう寄り添った観点で相談を受けるということになります。

○川上委員

これは何か資格があるというわけじゃないわけでしょう。

○健幸・スポーツ課長

資格というものはございません。

○川上委員

飯塚市としてこのゲートキーパー、そういう能力・技術を持った方をどのくらい養成したいという目標とか、必要数とかいうのは感じているところがあるんでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

ただいまのところ、特に何人が必要とか、何人を目標とするという段階にも至っていないというのが今の状況でございます。ただ一人でも多くゲートキーパーの講習を受けていただいて、そういう寄り添える環境をつくっていきたいと思っております。

○川上委員

今の答弁の内容からすると、ゲートキーパーが今、何人市内におられるとかいう、そういう把握はないということですかね。

○健幸・スポーツ課長

今現状は、そういう数字の確認をいたしておりません。

○川上委員

これは、そういうものなんですか、制度的に言うと。できるだけそういう勉強をしましょうと。目標を持って講座を開いて、4回とか5回とか、終了とか、そういうものではないということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

目標を設定いたして、多くの方になっていただくほうがよりよいかとは思っております。私も今、1人でも多くゲートキーパーを養成して、そういう体制を取り組みたいということで、今スタートしたところでございます。

○川上委員

地域のネットワークづくりという取り組みはどこか、こういったようにできているところがありますとかいうところがありますか。

○健幸・スポーツ課長

そういうネットワークができているというような、市内でそういうところについては、把握ができていないというのが今の状況でございます。ただし、その先ほど申しました民生委員さんであったりとか、福祉委員さんというのが地域の中でそれぞれいらっしゃいますので、その辺の活動について、もう一步、そのゲートキーパーとして、自殺に至るリスクと申しますか、そういったものを感じていただいて、そういう目での寄り添いということをしていただきたいということで、これから、そういう取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○川上委員

副市長、自殺対策基本法というのは、平成18年、2006年制定なんですね。だから、本市が発足したのと同じ年なんですけど、今年、15年目を迎えることになります。それで

15年たって、いかに本市でこの自殺対策について、手だてがとられていないかというのが、今浮き彫りになったわけですから、とりあえずどこから手をつけるのかということがあるんですけど、所管が健幸・スポーツ課ということに今なっていますが、健幸づくり計画の中に位置づけられるから。それで、過去どこが所管してきたかをずっと考えてみて、このままでよいかというのを、やっぱり一度考えたほうがいいんじゃないかなというのが、これは私の意見ですけど。いずれにしても所管をどこにするかによらず、この自殺対策基本法の第13条に市町村自殺対策計画をつくるということになっていますよね。これは市としては、今どうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市自殺対策計画を、現在、策定を目指しているところでございます。ただいまパブリックコメントの募集を行っているところでございまして、3月には市の決定等をして、策定を目指しているところでございます。

○川上委員

その計画では、どういった点をポイントとして押さえていくのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市内での自殺者のプロファイリングに基づきまして、基本政策と重点施策をつくりまして、対策基本計画を策定いたしているところでございます。

○川上委員

そういう状況なんですね。ですから、これはちょっと対決する論戦をしようということではないんですけど、基本法の第3章に基本的施策8項目ありますでしょう。基本法にね。だから、これに沿った内容が少なくともつくられる必要があると思うんですよ。それで、高齢者、職場、それから学校、子どものところまで、ここは自殺とは縁がないというところはない状況に、今の日本という国はなっているわけですよ。ですから、この自殺対策基本法についての弱点もあるだろうと思います。思うけれども、15年たって、合併後ちょうど15年たつ本市が、このような状況のまま3月、計画策定をゼロからスタートというわけにはいかないと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに、これは要望して終わりたいと思います。

次は、厚生労働省、国の病院の統廃合問題ですね。地域医療再編計画、昨年9月26日が9月定例会の最終日でした。終わって12時のニュースで、424の再編、名指しで公表されたわけですよね。御承知のとおり、飯塚市立病院、済生会飯塚それから、せき損センター、それから嘉麻市ですけども筑前赤十字病院と。内容的には福岡県の医療構想で削減したいとしているベッド700余に該当するような内容になっています。それで、これに対して半年たったわけですけども、飯塚市はどういう立場に今立っておるのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

まず、これまでの流れをちょっと説明させていただきます。今、委員のおっしゃられました9月26日に再編統合に関する個別病院の名前を出された形の公表がございました。その後、10月15日に第1回の、これは飯塚区域でございまして、医療構想調整会議がっております。その際、県より今度の発表があったことの説明がなされました。その後、10月17日でございまして、地域医療構想に関する自治体等との意見交換会ということで、これは福岡市のほうであったわけですが、厚生労働省の方から説明がっております。その際、地域医療構想調整会議のときも同様でございまして、発表につきましては、議論をしてほしいということのお願いですというようなことが、一貫して説明の中でなされております。この議論してくださいということにつきましては、本年9月末に向けて、その再編・統合を含めて、その議論の結果を伝えるということになっております。飯塚市の考えといいますか、ということでございまして、この医療再編につきましては、少子高齢化に伴う人口減少下では、現状の医療体制を見直すことは必要と考えております。その一方で、

医師不足による医療過疎の問題、在宅高齢者の医療・介護体制の構築における飯塚市立病院を初めとした公的医療機関が果たすべき役割について、あわせて考えていく必要があるということといたしております。

○川上委員

名前を挙げての一方的な再編・統廃合の指導というのは、打ち出すというのはおかしいという立場ではないんですか。

○市民協働部長

今、担当課が申したのが市の考え方でございますが、ベースとしては、当然、国が考えています地域医療構想という2025年問題に対応するために、今後医療のあるべき姿について考えましょうということ。それと公的病院、公立病院の再編がちょっとごっちゃになっているというような出し方になっているというようなことで、飯塚市のほうとしては、先ほど申しましたように、もちろん人口減少の中での医療体制というのは見直す必要はあるけれども、ただ公立病院とか公的病院が果たすべき役割というのものも、やっぱり考えていかないといけないのではないかと、何か公立病院の再編問題と地域医療構想がごっちゃになっていることについて、もうちょっと整理すべきではないかというような立場で考えているというところでございます。

○川上委員

考えていきたいと思いますという立場なんですか。この厚生労働省の提起に対して。

○健幸・スポーツ課長

先ほど触れました第1回飯塚区域医療構想の調整会議におきまして、県のほうから説明があったのが、これまで、それぞれの病院、公的病院については、2025年に向けた医療のプラン、それぞれの個別プランを策定いたしております。それについて再度検討してくださいと。それは何か変えなさいとか、こうしなさいということではなくて、もう一度考えてほしいということとございました。それを受けて、今、それぞれの病院についてはどういうふうなことをどういうふうにするか、またその検討について今、なされている状況かと思っております。今後、第2回の医療調整会議がございますけれども、その中で、また、そういった議論があるのかなと思っております。今現状のところであれば、飯塚市がどうこうという段階ではないのかなというふうに、私は考えているところでございます。

○川上委員

それでは、ちょっと困りますよね。厚生労働省は、それぞれの構想、年次構想があるようだけれど、もう一遍考え直してくださいとなぜ言ったんですか。

○健幸・スポーツ課長

その分については、その説明会の中でちょっとありましたけれども、国のほうが考えていたそれぞれ病床の減少であったりとか、そういったものについて、今回まとめられたプランでは、そこに達していないと考えたからだ、私どもは考えているところでございます。

○川上委員

そうでしょう。それぞれの病院の構想は必要だから、積み上げてきているわけでしょう。公的病院、公立病院だから、理不尽に収入をふやして、大儲けをしようとかいうことで出さないですよ。民間でもそうでしょうけど。やっぱり地域の医療ニーズに応じて、量的なもの、質的なものに応じてプランを出しているのが普通ですよ。それを見て、何を考えたかわかんないけど、見直せというわけでしょう。もう再編ということできているわけですから、もう病院をまるごとなくそうということからきているわけでしょう。病床、病棟をなくすとかいうのもあるかもしれない。病院を丸ごとというのも含んでいるわけですから。だから、これは、誰が考えても明らかじゃないですか。出したら、何だかわかんないけど見直しと言われました。どこを見直すんですかということになるでしょう。だから今は、飯塚市としてはどういう状況になっ

ているんですか。市立病院でいいですよ。出しています。考え中なんです。飯塚市立病院は廃止してくださいと言ってくるかもしれないですよ。今のままじっとしといたら。向こうが先手を打ってくるじゃないですか。全国で宮城県と滋賀県だったかな、重点設定して、乗り込んでいっているじゃないですか。モデルをつくらないといけないとか言って、副総理の地元でまずモデルをとか言ってきたらどうするんですか。考え中のときに、乗りこまれたら困るでしょう。だからせっかく、必要から出発して構想を作っているわけだから、こういうのは困りますよというにふうに言ってしかるべきだと思いうけれど、なぜそういうふうに言わないんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:19

再 開 15:20

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

市の対応でございますけれども、まず、そういう発表があった後の第1回目の地域医療構想会議の際の場においては、委員の皆さんそれぞれが、こういうやり方はおかしいと。体制、対応について、やり方が違うんじゃないかというような声が皆さん、そういう声でありました。それに対して、県のほうとしても、ただ議論をお願いしますということで、終始その会は終わっております。その後の国の説明会が10月17日にごさいましたけれども、その中でも、それぞれの自治体、公立病院関係の方が参加されておまして、その中でも、皆さん異口同音にそのような対応はおかしいということは、国のほうに話をされております。それで、今回飯塚市の対応がということでございますけれども、その後、そういう場が、飯塚市で発表する場面というところがございませぬけれども、この後第2回の調整会議もございませぬ。その後、いろんな県または国のほうに対応する場面があるかと思っておりますので、その際には、今先ほど申しました、市の考え方というのは、はっきり申し上げていきたいと考えております。

○川上委員

先に言うと、第2回調整会議は日程決まっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

2月18日に開催されます。

○川上委員

ところでその名前が気になるんだけど、調整会議でしょう。何を調整する会議なんですか。

○健幸・スポーツ課長

この地域医療構想調整会議でございますけれども、協議事項といたしましては、構想区域における医療提供体制の構築に関する事項、2番目でございますが、その他地域医療構想の推進に関し必要な事項となっております。

○川上委員

よくわからん会議ですよ。これは、国の名前を挙げた再編構想が打ち出されてつくられたものですか。もともとあったものですか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。最初に設置されたときの状況というのは、今ちょっとわからないというのが今の状況でございます。

○川上委員

飯塚市からなぜその会議に行くんですかね。その調整会議の構成メンバーになっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

この調整会議の設置要綱の中で、委員の構成の中で行政関係者というのがございます。これに応じて、飯塚市より1名委員となっているのが状況でございます。

○川上委員

これは県知事の諮問機関、県の附属機関なんですか、この調整会議というのは。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。今、ちょっと確認がとれません。

○川上委員

何だかわからない会議に呼ばれて、出張で行って、意見も余り言う機会もなく、帰ってきているという会議ですよ。それが2月18日にありますと。どういう心構えで飯塚市は、この調整会議に臨むかについては、かなり重要なんじゃないですか。だから、何のための会議なのか、国の再編との関係ではどういう位置づけにあるのか、言って黙っていたら了承したと言いますよ。別にご異議もなさそうなので、と言われますよ。何の会議かわからん会議に行ったらだめですよ。設置日はわかったんですかね。そういうことではないんですか。だから、飯塚市立病院が今、飯塚病院や済生会病院、その他の病院と、あるいは1次医療機関と共同して果たしている役割が、どういう役割なのか考えただけでわかるじゃないですか。この病院を失うわけにはいかない。筑豊労災病院以来、平成14年からでしょう。7年間、住民と行政、議会が、いろんな協働関係にあって、守ってきた医療機関ですよ。いろいろ弱点もあるかもしれないけれど。それで莫大な財政出動もしてきているわけでしょう。これが、市長は知っていたんですかね、この名前が出ることを。9月26日。いきなりその再編の対象に挙げられて、国からもう病院関係の会計で交付金とかきいているんでしょう。こういう仕事の仕方を、安倍政権が今、しているわけでしょう。黙っていたら、どんな目にあわされるかわからないという実感ですよ。たよりになるのは、その病院施設者である飯塚市長、飯塚市じゃないですか。そこが、何の会議かわからんところに呼ばれて行って、黙って帰ってきて、また2回目も、2月18日行って黙って帰ってくるというようなことでは、市民の共有の財産を、あなたの方によって失いかねないという心配があります。それで、私は現状からいっても、経過からいっても、国に市立病院について、ものを言う資格はないですよ。労災病院の廃止を打ち出した国に。だから飯塚市としては、済生会についても赤十字についてもせき損についてもそうですけれども、とりわけ市立病院については、何を言うかというくらいの勢いで、闘ってもらいたいと思いますよ。2月18日は何の会議かわからないのに、行くべきではない。何の会議かわかったら、その会議の趣旨に合わせて、今申したような市の立場を言っていたらと思います。2月に市立病院の運営協議会があるでしょう。いつありますか。

○市民協働部長

市立病院の運営協議会につきましては、あす7日、金曜日に開催されます。

○川上委員

それで、市立病院の医療関係者からは、このことについて、今までも聞く機会があったと思いますけれど、どういう声が上がっていますか。

○市民協働部長

大変申しわけございません。市立病院については、所管が外れておりまして、協議会のほうにも私も参加しておりませんので、承知いたしております。

○川上委員

そしたら、この地域医療について責任を負っている所管課は、病院設置者は飯塚市長なのに、所管が直接出ないから、病院関係者の声を、このことについては聞いていないということですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど部長が答弁をいたしましたけども、運営協議会というのは、今私ども健幸・スポーツ

課のほうで出席をいたしておりませんので、そのオフィシャルの場での協議という状況については、存じていないというのが今の状況でございます。ただし病院関係者の方から、そういった公的な場としてではなくて、こういう公表があって、その後、患者さんからの声であったりとか、病院関係者の方がどういうふうな対応されているかということは、個別にお聞きをいたしてはいます。それについては、当然、なくなったら困るとか、今後どうなるんだろうとかいふことの医療スタッフからの声は出ているということは聞いております。

○川上委員

飯塚市が、当然のことと思うけれど、今度の国の名指しのやり方はおかしいと、反対だと、早く声を上げる必要があると思います。というのは、筑豊労災病院のときに、平成14年くらいに全国労災病院のうち、このくらいはなくしていきたいというようなことを打ち上げられて、どこになるんだろうというような、もやとした状況の中で、平成15年になると筑豊労災の名前が挙がるんですよ。そしたら、医療スタッフの中での動揺もあります。あの先生がいなくなるんだっただらということ、患者の中にも動揺があって、それまでずっと黒字だったのに赤字に転落する。国のそういうやり方によって赤字にしておいて、赤字だからやめますという攻撃がくる。これと闘うのに一苦労したじゃないですか、お互いに。今、それと余り変わらない局面に立たされていると思いますよ。だから、地域医療振興協会も30年指定管理期間の中で、12年目を迎えて、地域の道も覚えて、患者さんの様子もわかり、なじんできてこれからというときじゃないでしょうか。そういうときに名前を挙げられて、指定管理者としても大変だと思いますよ。ここは飯塚市長が、こういうやり方だめだと、市立病院は是が非でも守ってほしいというのを、いち早く言わないと大変だと思います。ほかの地域の拠点病院についても、同様の事態はあるんですけど、この地域、特別名指しが集中しているじゃないですか。その点から言えば、飯塚市が福岡県全体の中でも、本当は特別な役割があるんですよ。医療機関を守れの。それで先ほど2月18日のことは申し上げましたけれど、5月に県市長会がありますでしょう。それに対して、飯塚市長は議案を出しますよね。この中で明確に、今度の国のやり方はどうだということと、それから、とりわけ飯塚市立病院については維持存続ということを出して、その過程で市の立場も公式に表明して頑張っていってほしいと思いますけど。こういう重大な議論するときに、片峯市長はまだ戻って来ない。けしからんと思いますけど、副市長、答弁をお願いします。

○副市長

地域振興医療につきましては、当然、存続していかなくてはならないと考えておりますし、市立病院につきましては、現在企業局のほうで所管しております。企業管理者のほうとも、十分打合せしながら、先ほどから出ております済生会、それから日赤、せき損、特にせき損は西日本で1つの病院ですので、当然残していかなくてはいけないと考えておりますし、そのことも含めて市長と協議しながら、方針を打ち出してきていると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで本日はこの程度にとどめたいと思います。以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。